資 料 編

壮瞥町防災会議条例---------- 資料１
壮瞥町災害対策本部条例---------- 資料３
災害の概要---------- 資料４
水防区域---------- 資料１３
水防活動実施報告書---------- 資料１６
北海道雪害対策実施要綱---------- 資料１７
北海道融雪災害対策実施要綱---------- 資料２１
北海道防災計画（第４章第１７節　積雪・寒冷対策計画）---------- 資料２４
土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域等）---------- 資料２６
山地災害危険区域---------- 資料２７
そうべつ情報館設置及び管理に関する条例---------- 資料３０
災害情報等報告取扱要領---------- 資料３５
直接即報基準---------- 資料４４
避難所の設置及び収容状況---------- 資料４５
指定緊急避難場所・指定緊急避難所---------- 資料４６
緊急通行車両確認標章---------- 資料４８
緊急通行車両確認証明書---------- 資料４８
輸送記録簿---------- 資料４９
炊き出し受給者名簿---------- 資料５０
日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定---------- 資料５１
日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定--- 資料５４
給水記録簿---------- 資料５６
被災世帯調査票---------- 資料５７
生活必需品等受払簿---------- 資料５８
災害救助法による救助の程度、方法および期間早見表---------- 資料５９
北海道飲用井戸等衛生対策要領---------- 資料６４
学用品の給与状況---------- 資料７０
遺体処理台帳---------- 資料７１
行旅死亡人処理台帳---------- 資料７２
行方不明者捜索状況---------- 資料７３
障害物除去状況記録簿---------- 資料７４
労務者雇用台帳---------- 資料７５
北海道消防防災ヘリコプター応援協定---------- 資料７６
北海道消防防災ヘリコプター緊急運行要領---------- 資料７８
災害派遣の要請について---------- 資料８４
災害派遣撤収要請について---------- 資料８５

室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町６市町防災協定------- 資料８６
室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町６市町防災協定実施細目 資料８９
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定---------- 資料９１
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目------- 資料９３
北海道広域消防相互応援協定---------- 資料９５
北海道広域消防相互応援協定覚書---------- 資料１００
廃棄物処理に係る相互支援協定---------- 資料１０５
有珠火山防災会議協議会規約---------- 資料１０７
有珠山防災協定---------- 資料１１０
有珠山防災協定実施細目---------- 資料１１３

○壮瞥町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 22 日
条例第 13 号
改正　平成 8 年 6 月 27 日条例第 9 号
平成 12 年 3 月 8 日条例第 7 号
平成 25 年 6 月 14 日条例第 21 号

（目的）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき壮瞥町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　壮瞥町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。

(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4)　前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2　会長は、町長をもつて充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる機関のうちから町長が任命する者をもつて充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員

(2)　陸上自衛隊の自衛官

(3)　北海道知事の部内の職員

(4)　北海道警察の警察官

(5)　北海道大学理学部付属有珠火山観測所の職員

(6)　教育委員会の職員

(7)　消防団長及び西胆振消防組合壮瞥支署長

(8)　町長部局の職員

(9)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

(10)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

6　防災会議の定数は 35 人以内とする。

7　第 5 項第 9 号及び第 10 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8　前項の委員は再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条　防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2　専門委員は関係地方行政機関の職員、北海道の職員関係市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

（会長への委任）

第 5 条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 8 年条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 12 年条例第 7 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 25 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○壮瞥町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 22 日
条例第 14 号
改正　平成 25 年 6 月 14 日条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき壮瞥町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条　災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総理し所属の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3　災害対策本部員(以下「本部員」という。)その職員は本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(係)

第 3 条　本部に係を置く。

2　係に属すべき本部員その他の職員は本部長が定める。

3　係にそれぞれ係長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4　係長は係の事務を掌理する。

(本部長への委任)

第 4 条　前各条に定めるもののほか、本部に関し、必要な事項は本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 25 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○災害の概要

発生年月日	種　別	地　域	災　　害　　の　　概　　要
明治 43 年 7 月 22 日	噴　火	全　町	午前 6 時 40 分有珠山の鳴動に始まる。約 145 日間にわたる噴火・地震・隆起により明治新山（四十三山）が生成。本町では人的被害はなかったが、降灰による畑地・農作物の被害は西湖畔地域が最も多く、隆起・亀裂・泥流・降灰により全部荒廃に帰した面積 92.9ha、幾分の被害を受けた面積 10.1ha、被害額 6,550 円に上っている。湖岸から明治新山に向かって約 30 度の傾斜で約 150 ｍも隆起した反面、その区間の湖岸が延長約 750 ｍにわたり湖水に押し出された。
昭和 5 年 3 月 13 日	なだれ	黄　渓	家屋倒壊死者 6 名、重傷者 3 名
昭和 18 年 12 月 28 日～ ～昭和 20 年 9 月 20 日	噴　火	全　町	有珠山の東山麓噴火活動で昭和新山を生成。被害は昭和 18 年 12 月 28 日から発生し、乳幼児 1 名が降灰により窒息死した他、噴石による若干の負傷者等の人的被害があり、経済的被害その他の被害は、耕地・山林・家屋・農産物を含め、道路・鉄道その他の工作物に至るまで広範なものであった。特に耕地にあっては永久荒廃にあったものや復旧に数年を要したものがあり、また家屋にあっては柳原、フカバ地区において焼失したもの以外は全部移転復旧を要した。戦時中の最も資材難の時代にあって、被災者の生活及び復旧に対する困難さは極めて深刻であった。農作物被害は、2,164ha、被害額 434,784 円、田畑山林被害は永久荒廃 152ha、復旧に数年を要したもの 223.5ha、被害額 286,488 円。地方費道 3 ㎞、町村道 5 ㎞、道路破壊、かんがい水路破壊 1.5 ㎞、鉄道復旧及び付換 3.3 ㎞等あり、被害総額は、1,823,180 円に上った。 本火山活動は明治 43 年に続く山麓活動で、昭和 18 年 9 月 20 日暮に洞爺湖温泉市街地を中心に地震を頻発し、一転して活動の中心が伊達町（当時）との村界に移動、次第に北上して翌年 6 月 23 日に東九万坪の畑地に噴火を開始し、約 4 ヶ月余、火砕サージを含む激しい噴火が続き、冬に入って固結した溶岩塔を押し上げ、海抜 407 ｍに達して停止した。
昭和 29 年 9 月 26 日 ～ 27 日	台　風	全　町	台風 15 号（洞爺丸台風）被害。小中学校校舎及び民家の屋根が各所で吹き飛ばされるとともに、国有林、民有林の樹木が将棋倒しのようになぎ倒された。建物被害額 713 千円、一般建物で住宅倒壊 7 戸、屋根

			12 戸。農業関係被害、水稲・果樹類等、被害額 55,904 千円、倒木 1 万石以上。洞爺丸の沈没により、住民 2 名が遭難死している。
昭和 36 年 10 月 5 日 ～ 6 日	大　雨	長流川 流域	道路決壊 4 箇所、流失 8 箇所。橋梁決壊 3 箇所、流失 1 箇所。家屋全壊 1 戸、半壊 2 戸、流失 2 戸、浸水 33 戸。水田流失埋没 10.1ha、田冠水 20ha、畑冠水 80ha。り災世帯 38 戸、り災者 125 人
昭和 39 年 5 月 2 日	火　災	黄　渓	精錬所火災。強風のため燃料の重油に着火、990 ㎡焼失、負傷者 1 名
昭和 44 年 6 月 13 日	集中豪雨	全　町	災害発生 2 時 45 分。床上浸水 1 棟 100 万円、床下浸水 7 棟。畑 14.3ha、0.6ha、被害額 3,242 千円。排水路 1 カ所、林道 1 カ所損壊。被害総額 4,482 千円
昭和 45 年 8 月 15 日	台　風	全　町	台風 9 号被害。住家 1 棟一部被害。農地 911ha、被害額 86,128 千円。黄渓中学校の屋根飛散、仲洞爺野営場便所破損等、被害総額 107,944 千円
昭和 46 年 9 月 4 日	大　雨	仲洞爺 滝之町 蟠　渓 立　香	災害発生 17 時。ホロト仲洞爺線路面流失 20 m、昭和新山第 2 線路面流失 50 m、道路決壊 10 m、白水川林道道路決壊 20 m等、被害総額 4,280 千円
昭和 47 年 9 月 17 日	台　風	全　町	災害発生 14 時 30 分。蟠渓地区で住家 1 棟半壊、住家一部破損、床上浸水 9 世帯、床下浸水 16 世帯、被害額 1,179 千円。上久保内地区を除く地区で、農作物被害田 191ha、畑 617ha、被害額 73,074 千円。白水川他 2 カ所、下幸内線上立香線等の路面流失、りんご・くり畑 98ha、被害額 60,010 千円。蟠渓スキー場ロッジが倒壊、蟠渓共同浴場に土砂流入。被害総額 232,714 千円
昭和 48 年 8 月 17 日	集中豪雨	全　町	災害発生 23 時。滝之町、壮瞥温泉、仲洞爺で床下浸水。総合グラウンド土砂流入、総合グラウンド照明灯 1 基破損、立香地区の用排水路が土砂の堆積埋没。滝之町下立香線他 8 本の道路及び安宅川他 6 本の普通河川決壊。壮瞥温泉地区で湖水荘・洞爺湖グランドホテルが、それぞれ床下・床上浸水。被害総額 28,917 千円
昭和 49 年 4 月 21 日	暴風雨	全　町	災害発生 9 時。滝之町地区の豚舎半壊、住宅物置半壊、その他多数民家の屋根が吹き飛ばされた。町内各

			小中学校の屋根や物置等が強風で飛ばされ、被害額 2,408 千円。農業被害、農地 0.3ha、D型ハウス、ビニールハウス等の被害額 9,572 千円、被害総額 38,536 千円
昭和 50 年 8 月 19 日～ 20 日	台　風	全　町	台風 5 号に伴う集中豪雨。床上浸水 2 世帯、床下浸水、滝之町・仲洞爺地区等で 5 世帯。田 1.5ha、畑 5ha の農地、田 1.5ha、畑 4.7ha の農作物被害があり、東湖畔 1 、立香、壮瞥温泉、滝之町地区の各町道の路肩決壊、路面流失等、被害額 23,750 千円。菅原川、大川等河川決壊、私設林道（久保内）1 カ所 500 ｍの路面決壊、農業施設被害 5 件、被害総額 42,940 千円
8 月 23 日～ 24 日	台　風	全　町	台風 6 号に伴う集中豪雨。23 日 16 時 50 分、滝之町 4 民家付近増水のため土嚢を積む。壮瞥温泉グランドホテル裏山から出水、役場・消防職員現場へ急行。久保内第 5 住家退避。21 時 25 分道道洞爺湖大滝線上久保内～蟠渓間通行止め。町道上久保内～蟠渓、幸内～蟠渓間通行止め。床上浸水 1 世帯、床下浸水 1 世帯、狩野川・菅原川・大川等の河川決壊、被害額 23,460 千円。町道ホロト久保内線、滝之町下立香線、レルコルベツオロエンシリベツ線等で、路肩決壊、路面流失があり、被害額 29,990 千円。その他林道 1 カ所、用水路 2 カ所、治山工事 4 カ所の被害。被害総額 219,933 千円
昭和 51 年 9 月 14 日	台　風	全　町	台風 17 号に伴う強風により、収穫近くのりんご 110 ha、菜豆 32ha、スイートコーン 18ha、被害総額 15,281 千円。小学校 1 校臨時休校
昭和 52 年 8 月 7 日	噴　火	全　町	8 月 6 日朝から有感地震が多発し、翌 7 日 9 時 12 分、山頂から軽石噴火が始まる。 噴煙の高さは 1 万メートルにも達した。 7 日の噴火は広範囲に降灰し、風下の胆振線伊達～久保内間、特に上長和～壮瞥間 5.27 ㎞がひどく、多い所では 22 ㎝となり、運行不能となる。その後、道床を掘り起こし、ふるいにかける除灰作業実施、9 月 4 日運転再開。路線バス、地元居住者以外の立入りに制限が加えられ、町内全路線の前面ストップが続いた。この被害規模は、農作物で 49ha、51,725 千円、農業用施設で 2 カ所、33,500 千円、道道工事道路で 2 カ所、23,830 千円、市町村工事 4 カ所、5,088 千円、林業被害 653,165 千円、医療施設被害 1 カ所、625,568 千円、公園施設 6 カ所、9,900 千円、商鉱工業・観光

			施設被害額 411,000 千円、文教施設の小中学校 7 カ所、被害額 279 千円、高校 1 カ所 134 千円。その後も 8 月 16 日、同 24 日、9 月 13 日等 1 余年火砕サージを含む大小噴火を継続。その噴出物堆積のため再三土石流を発生、昭和 53 年 10 月 24 日、有珠山麓の広い範囲で降雨による泥流が発生。この泥流により洞爺湖温泉では 2 人が亡くなり、1 人が行方不明とたった。 昭和 57 年 5 月 18 日火山予知連絡会において「ほぼ噴火前の状態に戻ったと言える」と発表され、これが事実上の終息宣言となる。
昭和 52 年 12 月 25 日	火　災	壮瞥 温泉	午後 8 時頃、壮瞥温泉団地で、寝たばこによる出火、1 名死亡
昭和 53 年 6 月 12 日～ 13 日	集中豪雨	全　町	12 日から 13 日にかけての降雨により、町道上久保内線、上久保内蟠渓線道路決壊。小豆、菜豆、果樹等 540ha、被害額 66,235 千円。農業施設 5 カ所、48,712 千円、被害総額 124,602 千円
10 月 24 日	集中豪雨	壮瞥 温泉	21 時 35 分泥流発生。大東ホテル寮八景園、壮瞥温泉団地等で、床上浸水 26 世帯 62 人、床下浸水 40 世帯 97 人、北大火山観測所床上浸水、避難所のうち 57 人が寿の家に避難、農地 3.5ha、7,000 千円の被害、被害総額 15,500 千円
昭和 55 年 10 月 20 日	台　風	全　町	台風 20 号により、りんご 101ha、22,079 千円、町道三恵線路面決壊 1 カ所、2,302 千円、被害総額 26,745 千円
10 月 25 日～ 26 日	暴風雨	滝之町 久保内 立　香	滝之町、立香地区で、風圧によるりんごの木の損傷と主幹主枝の破損 1.7ha、被害額 66,634 千円
昭和 56 年 8 月 4 日	台　風 大　雨	全　町	8 月 3 日から 6 日までの前線と台風 12 号による被害は大きく、5 日午前 7 時 30 分町職員全員出勤、被災場所への調査実施。同日同時刻現在の雨量は、壮瞥温泉カトレアで 171.5mm、昭和新山 163.5mm、滝之上（消防）132.7mm。道路被害は、町道昭和新山第 2 線、建部西湖畔線の路面決壊。駒別線路肩決壊並びに崖崩れ（幅 40 m、高さ 10 m）、ホロト久保内線佐藤地先、大宮地先路面流失、原田地先土砂崩れ、南條沢崖崩れ、東仲洞爺線路面流出、道道滝之町伊達線工藤地先道路決壊により不通、道道伊達洞爺線篠原地先崖崩れのため不通、道路被害件数 38 件、被害額 59,280

			千円。普通河川仲洞爺大川原田地先河岸決壊、安宅川・南條の沢川決壊、河川被害件数 23 件、被害額 148,340 千円。下久保内岩倉地先法面崩壊、オロフレスキー場ゲレンデ土砂流出。農地用地被害、田 0.4ha、3,800 千円、畑 2.6ha、8,900 千円、農作物被害 3.0ha、2,138 千円、床下浸水幸内地区住家と牛舎、上久保内の倉庫、被害総額 278,258 千円
8 月 23 日	台　風	全　町	8 月 21 日から 24 日にかけて台風 15 号と前線による大雨。床下浸水南久保内 1 世帯、滝之町 7 世帯、蟠渓・幸内で 20 世帯、床上浸水蟠渓 1 世帯、被害額 600 千円。道路被害、町道下幸内線三品地先路面流出、関内蟠渓線斉藤地先・南地先路肩決壊、幸内上幸内線岡崎地先・加藤地先路面決壊、他多数の町道の路肩決壊。壮瞥高校ビニールハウス 3 棟破損、壮瞥小学校校舎物置土砂崩れ。商工関係で仲洞爺キムンドの滝橋ゲタ流出及び土砂流出。河川被害、普通河川清水川（佐藤地先）・三品川（高橋地先）・久保内川（田村地先）・下久保内川（安江地先）他河川総計 16 カ所、362,520 千円。農地関係被害、滝之町（藤田地先）長流川決壊による水田流失 0.3ha、立香（中村地先）ヌッパオマナイ川増水による農道路面決壊、壮瞥温泉（松本地先）畑に土砂流入 0.3ha。農作物被害、菜豆 335ha、てん菜 8ha、りんご 24ha、滝之町東湖畔地区風圧による倒木と主幹主枝の破損。被害総額 1,429,417 千円
昭和 57 年 4 月 15 日～ 16 日	大　雨	滝之町 立　香 仲洞爺	普通河川ヌッパオマナイ川（石田地先）河岸決壊、学校沢川（早坂地先・成田地先）河岸決壊等河川被害 9 カ所、被害総額 28,900 千円。町道立香牧場線等道路被害 4 カ所、被害総額 34,300 千円
10 月 20 日	大　雨	全　町	11 時 40 分「蟠渓梅林宅浸水のおそれあり」との連絡あり。蟠渓大橋の橋ゲタまで水が上がる。りんご被害 14ha、普通河川学校沢川（教員住宅前・東山地先）、ヌッパオマナイ川（石田地先）等 7 カ所の河岸決壊。道路被害、中達観内西関内線（田中地先）路面決壊等 16 カ所。被害総額 67,715 千円
昭和 58 年 8 月 11 日	大　雨	全　町	8 月 11 日未明からの雨により、立香、弁景、幸内地区に被害。農地 0.7ha、被害額 1,200 千円、農作物 2.0ha、被害額 500 千円、農業用施設 3 カ所、被害額 9,500 千円

昭和 59 年 8 月 23 日	暴　風	全　町	滝之町地区。暴風による果樹（りんご）の落下、被害額 6,000 千円
9 月 9 日	暴風雨	全　町	低気圧による暴風雨のため、湖畔周辺、滝之町、上久保内、幸内、蟠渓、駒別地区に被害集中。農作物（高級菜豆）に被害、被害額 3,250 千円。果樹の落果による被害 3,600 千円
10 月 27 日	強　風	全　町	滝之町地区果樹園に被害、果樹の落果による被害額 5,500 千円
昭和 60 年 9 月 1 日	大　雨	全　町	台風 13 号による大雨により滝之町地区農業用施設に被害。排水路延長 668 m（土砂埋そく）、被害額 12,000 千円。立香地区、農業用施設、頭首工 1 カ所（左右護岸流出）、被害額 30,000 千円
昭和 61 年 5 月 14 日 ～ 15 日	強風雨	全　町	全町的に営農施設の被害（立香、南久保内、幸内、上久保内、滝之町３、滝之町４、仲洞爺）、ビニールハウスに被害（ビニールのみ 20 棟、750 千円、ビニールパイプ 5 棟、501 千円）、マルチトンネル 1.2ha3ヶ、被害額 251 千円、マルチ 0.3ha、4 カ所、被害額 26 千円、被害総額 1,528 千円
9 月 3 日～ 4 日	大　雨	駒　別	9 月 3 日から 4 日にかけての台風 15 号から変わった熱帯低気圧に伴う大雨の被害。土木被害、林道駒別線路側施設の倒壊及び盛土の崩落、延長 84 m、被害額 11,100 千円
9 月 21 日	強　風	滝之町	台風くずれによる風害、果樹の落果、被害額 6,179 千円、樹体損傷、被害額 1,800 千円、被害総額 7,979 千円
昭和 62 年 8 月 31 日 ～ 9 月 1 日	強　風	滝之町	台風 12 号から変わった温帯低気圧による風の被害。滝之町地区、果樹落果等、被害額 21,887 千円、高級菜豆、被害額 16,136 千円、営農施設、被害額 4,717 千円、非住家被害（一部破損）50 千円、被害総額 42,790 千円
昭和 63 年 5 月 14 日	強　風	滝之町	営農施設に被害、ビニールハウス、被害額 2,373 千円、非住家被害（一部破損）40 千円、被害総額 2,413 千円
平成元年 8 月 27 日	台　風 大　雨	全　町	8 月 27 日から 28 日にかけての台風 17 号による風と雨による被害。町道、白水川線（土砂崩壊）、関内

～28日			蟠渓線（倒木）、小弁景幸内線（路面土砂流失）、上久保内線（路面土砂流出）。農作物被害677ha、高級菜豆2,986ha、ビニールハウス等、被害総額3,842千円
平成元年 9月3日 ～4日	大　雨	全　町	9月3日から4日にかけての大雨による被害。下立香地区農業用施設1カ所、用水路（土砂埋そく）被害額100千円。町道駒別線（土砂堆積）、林道駒別線（道路決壊、路面流失）、林道上久保内線（路面流失）、町道上久保内線（路面流失）、町道白水川線（路面流失）、町道関内蟠渓線（土砂堆積、法面決壊）、町道幸内上幸内線（土砂埋そく）、町道小弁景幸内線（路面流失）、町道弁景右岸線（土砂埋そく）、町道東仲洞爺線（路面流失）、町道中達観内西関内線（路面流失）、町道阿波国達観内線（路面流失）、町道立香牧場線（路面流失）、東湖畔林道（路面陥没）。被害額840千円、被害総額940千円
平成2年 8月14日 ～15日	大　雨	滝之町	8月14日から15日にかけての大雨による被害。建部地区民家1戸が床下浸水
11月30日 ～12月1日	暴風雨	全　町	台風28号から変わった低気圧による風と雨の被害。上久保内牧場、看視舎1棟全壊、被害額1,730千円、幸内、地熱水多目的利用施設17棟、ビニール破損被害額4,500千円、立香牧場看視舎、一部損傷、被害額470千円、農作物1.2ha、被害額2,000千円、被害総額6,970千円
平成5年 6月4日	暴風雨	全　町	大雨・洪水警報発令による被害状況。弁景オロフレスキー場ロッジ屋根トタン一部破損、被害額1,500千円、農業用施設の被害（ビニールハウスの破損）、被害額880千円、農作物（ハウスメロン6a）、被害額2,100千円、被害総額4,480千円
平成11年 7月28日 ～8月2日	大　雨	全　町	7月28日から8月2日にかけて、北海道付近に停滞する前線に南から暖かく湿った空気が流れ込んで前線の活動が活発になり、7月28日昼過ぎから降り始めた雨が、断続的に8月2日昼頃まで降り続き、記録的な激しい雨（300㍉前後）となった。床下浸水3戸、農地は田0.05ha、畑0.1haの被害、水田法面崩れ6カ所、農作物は小麦、高級菜豆等合計で40ha、被害額28,842千円。農業用施設（用排水路）11カ所で被害額5,900千円。町道中達観内西関内線、町道パンケ川右

			岸線３カ所、町道駒別蟠渓線、町道上久保内線、町道阿波国東湖畔線、町道昭和新山第２線、被害額 3,800 千円。東湖畔林道 10 カ所、上久保内林道、駒別林道２カ所、被害額 51,000 千円。仲洞爺大川、菅原川、東湖畔大西川、長山川、立香ヌッパオマナイ川、被害額 32,500 千円。この他の被害額と併せて被害総額 224,216 千円
平成 12 年 3 月 31 日～ ～平成 14 年 3 月 31 日	噴　火	全　町	3 月 27 日から火山性地震が観測され、3 月 28 日未明からは有感地震が現れ始めた。31 日 13 時 07 分に有珠山山頂部にある小有珠より西北西約 2.2 ㎞の西山西山麓で、噴火が始まった。4 月 1 日 11 時 40 分頃には洞爺湖温泉に程近い金比羅山の北西山腹で噴火が始まった。被害程度は、住家被害全壊 1 棟、被害額 2,114 千円、半壊 16 棟、被害額 50,535 千円、一部破損 26 棟、8,479 千円。非住家被害半壊 4 棟、被害額 1,601,273 千円。農作物被害 0.1ha 、被害額 300 千円。商業被害 15 件、被害額 3,500 千円、被害総額 1,697,701 千円。平成 13 年 10 月 25 日火山情報の定期的発表の終了。 平成 14 年 3 月 31 日災害対策本部の閉止。平成 14 年 4 月 1 日より復興対策本部となる。
平成 13 年 8 月 22 日	台　風	全　町	台風 11 号による雨と風の被害。農地は、畑 0.1ha（浸水）、農作物は、りんご被害 40ha（枝ずれによる品質被害）、水稲 0.1ha（倒伏）、大根 0.1ha（浸水）、スウィートコーン 6.0ha（倒伏）、小豆 3.0ha（倒伏）、菜豆 30.0ha（倒伏）、農業用施設（排水路）決壊１カ所
平成 13 年 9 月 11 日	台　風	全　町	台風 15 号の雨による被害。治山施設１カ所、被害額 2,500 千円
平成 14 年 1 月 21 日	大　雨	全　町	大雨・洪水・暴風警報発令による被害状況。滝之町地区で床下浸水２戸、立香地区で納屋への土砂流入１カ所。農地は立香地区の畑で 0.02ha、被害額 7,000 千円。町道駒別線（路肩崩壊）、被害額 500 千円。被害総額 7,500 千円。その他道道洞爺湖登別線で法面路床崩壊。
平成 16 年 6 月 22 日	台　風	全　町	大風 6 号による風の被害状況。 農業用施設の被害（ビニールハウスの全壊・一部破損）被害額 4,000 千円。

平成 17 年 8 月 2 日～ 3 日	大　雨	全　町	8 月 2 日～ 3 日にかけての大雨（集中豪雨）による被害。 路肩及び法面崩壊箇所が町道 3 路線、林道 2 路線、新山沼周辺 3 箇所など。用排水路の土砂流入や水路の決壊が、立香地区で 3 箇所、上久保内地区で 4 箇所、南久保内、昭和新山地区で各 1 箇所。被害総額 1,170 千円。
平成 18 年 8 月 7 日～ 8 日	台　風	全　町	8 月 7 日から 8 日にかけての台風 18 号による風の被害。全道 14 ヶ所の観測所で史上最大の瞬間風速を記録。土木被害、町道久保内方面 11 路線、滝之町方面 15 路線、林道 2 路線（倒木災害）。施設被害、道の駅サムズ（壁の倒壊）、キムンドの滝（倒木被害）、森と木の里センター展望棟（窓ガラス破損）、その他 13 施設（倒木被害）。農業被害、りんご・なし等落果被害（23ha）、ハウス等施設被害（57 棟）、菜豆・ピーマン等農作物被害（115ha）、農業被害総額 88,900 千円。森林倒木被害、民有林トド松（0.4ha）、町有林カラ松（0.5ha）。
平成 22 年 12 月 3 日	大　雨	全　町	12 月 3 日の大雨による被害。 農業被害　南久保内地区農業用用水路土砂上工事 工事費用約 1,300 千円。 町道 5 箇所の災害復旧　約 3,600 千円
平成 24 年 11 月 26 日 ～ 27 日	暴　風 着　雪	全　町	11 月 26 日から 27 日にかけての暴風、着雪による被害。胆振管内では最大で約 55,000 戸が停電。壮瞥町でも壮瞥温泉地区や立香地区などで約 220 世帯が停電となる。町有地及び町道の災害復旧（倒木）約 17,000 千円
平成 25 年 4 月 7 日	暴風雨	全　町	4 月 7 日の大雨による被害。融雪期と重なったため河川の増水、水路越流による土砂流入が発生。 町道 12 路線、林道 1 路線（土砂流入、路肩及び法面崩壊）ハウス被害　全壊 1 棟、破損 17 棟。農地被害 隣接農地の崩壊、水路越流による土砂流入等　水田約 900 ㎡　畑約 700 ㎡、作物被害　灌水 2 箇所、土流出 1 箇所。その他、農業用施設、観光施設等の被害あり。災害復旧費　38,897 千円。

水防区域(1)　：降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を必要とする区域

番号（図面番号）	危険地域							予想される被害				整備計画	
	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離(km)	危険区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路(km)	その他(ha)	実施機関	概要
1	壮瞥町	仲洞爺	長流川	普通 狩野川	洞爺湖より 0.1	両岸 900	河川決壊・氾濫	23	病院・公営住宅		田 0.7	町	一部災害工事実施済
2	〃	〃	〃	普通 大川	洞爺湖より 1.3	両岸 400	〃	3				〃	〃
3	〃	滝之町	〃	道南青果の沢	長流川本流より 0.5	両岸	氾濫	−				道	〃
4	〃	〃	〃	2級 長流川	下立香橋より上下 0.4	右岸 300	河川決壊・氾濫	−				〃	河川改修済
5	〃	〃	〃	〃	上立香橋 0	右岸 400	〃	3				〃	〃
6	〃	蟠渓	〃	〃	蟠渓橋から 0.9	両岸 125	〃	60				〃	一部災害工事実施済
7	〃	東湖畔	〃	普通 南条沢川	洞爺湖より 0.7	両岸 100	〃	5				町	〃
8	〃	〃	〃	普通 ホロト川	洞爺湖より 1.0	両岸 146	〃	2				〃	〃
9	〃	立香	〃	普通 学校沢川	長流川本流より 1.9	右岸 252 左岸 275	〃	7	立香ふれあいｾﾝﾀｰ			〃	〃
10	〃	〃	〃	普通 ﾇｯﾊﾟｵﾏﾅｲ川	長流川本流より 1.3	両岸 210	〃	5				〃	〃
11	〃	上久保内	〃	普通 無名川	長流川本流より 1.8	両岸 1,077	〃	4				〃	〃
12	〃	東湖畔	〃	普通 長山沢川	洞爺湖より 0.1	両岸 138	〃	3					〃
13	〃	〃	〃	普通 田中川	洞爺湖より 0.2	両岸 12	〃	2					〃
14	〃	〃	〃	普通 柴田川	洞爺湖より 0.1	両岸 70	〃	2					〃
15	〃	南久保内	〃	普通 南久保内川	長流川本流より 0.5	両岸 500	〃	20					〃

水防区域(2)　：降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を必要とする区域

番号(図面番号)	危険地域							予想される被害				整備計画	
	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離(km)	危険区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路(km)	その他(ha)	実施機関	概要
16	壮瞥町	久保内	長流川	普通 久保内川	長流川本流より 0.35	両岸 40	河川決壊・ 氾濫	10			田 0.3		一部災害工事実施済
17	〃	弁景 南久保内	〃	普通 パンケ川	長流川本流より 0.1	両岸 600	〃	4			田 0.8 畑 1.5		〃
18	〃	幸内	〃	三品川	長流川本流より 0.3	両岸 283	〃	3			田 0.3 畑 5.0		〃

水防区域に係る図面

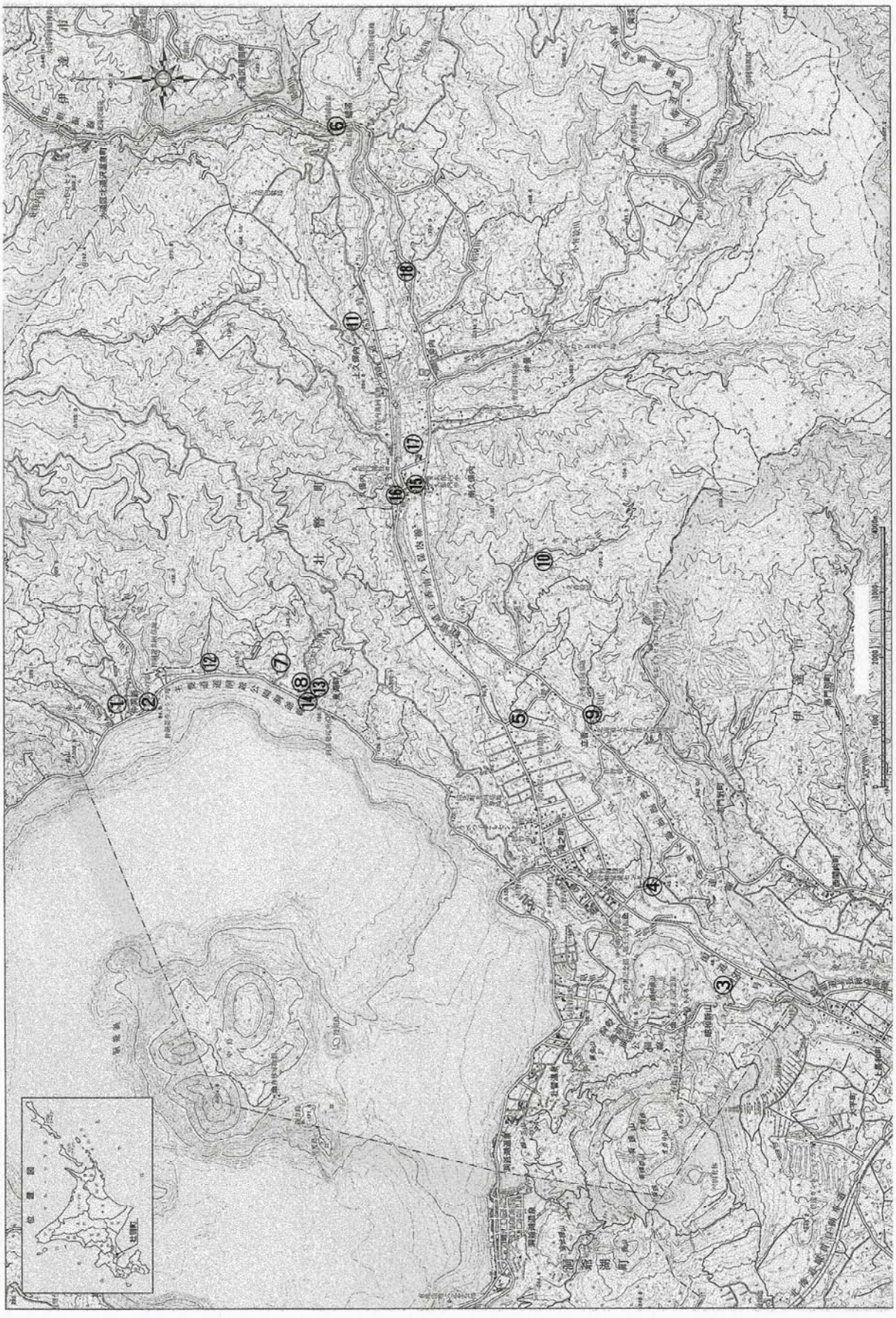

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自　　年　　月
至　　年　　月

（　　町）

区　分	水防活動	使　用　資　機　材　費			備　考
	活動延人員	主要資材	その他資材	計	
町分前回まで	人	円	円	円	
月分 小　計					
累　計					
水防管理団体分 前回まで					
月分 小　計					
累　計					

（作成書類）

1　「前回まで」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2　「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇かご、置石及び土砂の使用額を記入すること。

3　「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

4　「備考」欄には、具体的災害名（台風〇〇号、低気圧による大雨等）を記入すること。

北海道雪害対策実施要綱

第１　目　的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下、「雪害」という。）に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第２　防災会議の体制

１　連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」（以下、「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道支店、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

２　設置期間

11月1日から3月31日まで

３　連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

(1) 雪害に関する各種情報の収集等
(2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
(3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
(4) 雪害時における定時報告
　9時　13時　17時
(5) その他雪害対策に必要な事項

４　連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区気象台と協議して、必要と認めたときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

５　連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第３　対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

１　第一次目標

(1) 期間　11月～12月中旬
(2) 目標　除雪機械車両等の整備点検

２　第二次目標

(1) 期間　12月～3月
(2) 目標　豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第４　防災関係機関の予防対策

１　気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区気象台

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、12月20日から翌年4月10日までの毎日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、開始日及び終了日を変更することがある。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種　類	標準交通量	除　雪　目　標
第1種	1,000台/日以上	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力２車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	２車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力１車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	２車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては１車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間２４時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道支店

東日本電信電話株式会社北海道支店は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3　なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4　排　雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配意するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配意するものとする。

5　住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5　防災関係機関の警戒体制

1　北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2　北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

(3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりＮＨＫ及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3　東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4　北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5　北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6　東日本電信電話株式会社北海道支店

東日本電信電話株式会社北海道支店は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7　北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8　ＮＨＫ及び関係報道機関

ＮＨＫ及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9　その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第６　避難救出措置等

1　北海道

(1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2　北海道警察本部

(1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第７　災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第８　総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第９　市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

1　雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。

2　雪害情報の連絡体制を確立すること。

3　災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。

4　積雪における消防体制を確立すること。

5　雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

6　孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。

(1) 食料、燃料等の供給対策

(2) 医療助産対策

(3) 応急教育対策

7　除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。

8　雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

北海道融雪災害対策実施要綱

第１　目　的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第２　防災会議の体制

１　連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置する。

北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道支店、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社北海道支店、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

２　設置期間

3月15日から6月15日まで

３　連絡部の任務

(1) 融雪災害対策に関する各種情報の収集
(2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
(3) 融雪災害時における定時報告　　9時、13時、17時
(4) その他融雪災害対策に必要な事項

４　連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認めた場合に招集する。

５　連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第３　予防対策

１　気象情報及び積雪状況の把握

(1) 札幌管区気象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、3月15日から4月10日までの毎日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、終了日を変更することがある。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

(3) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2　融雪出水対策

(1) 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

(2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

(3) ダム、貯水池等(以下「ダム等」という。) 水防上重要な施設の管理者(以下「ダム管理者等」という。)は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないよう留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3　なだれ等対策

(1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

　また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

(2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

(3) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要な崖崩れ及び地滑り等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4　交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5　通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道支店及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6　広報活動

(1) 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

(2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4　応急対策

1　防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2　避難・救出等の措置

(1) 北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(2) 北海道警察本部は、融雪、なだれ、崖崩れ及び地滑り等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第５　災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第６　総合振興局又は振興局協議会の体制

総合振興局又は振興局協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第７　市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

1　融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
2　気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
3　融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
4　融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
5　融雪災害時に適切な避難勧告･指示ができるようにしておくこと。
6　災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
7　水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
8　道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
9　融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第１７節　積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第１　積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」（第４章第13節雪害予防計画）に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第２　避難救出措置等

１　北海道

(1) 災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

２　北海道警察

(1) 災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

３　市町村

市町村は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

(1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告･指示ができるようにしておくこと。

(2) 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第３　交通の確保

１　道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、道及び市町村等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア　道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ　道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア　道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ　道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

関係市町村及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2　航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

(1) 空港の除雪体制の強化

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を促進する。

(2) 緊急時ヘリポートの確保

道及び市町村は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第４　雪に強いまちづくりの推進

１　家屋倒壊の防止

道及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

２　積雪期における避難所、避難路の確保

道、市町村及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第５　寒冷対策の推進

１　被災者及び避難者対策

市町村は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

２　避難所対策

市町村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

３　避難所の運営

市町村は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

４　住宅対策

道及び市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第６　スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念される。

スキー場を有する市町村にあっては、市町村地域防災計画にスキー場利用客の対策について定めておくものとする。

壮瞥町　土砂災害危険箇所図

○土砂災害危険箇所一覧

【土石流危険渓流】

通番	図番号	渓流名	警戒区域	特別警戒区域
1	土036	大有珠川		
2	土037	団地の沢川		
3	土038	壮瞥神社川	○	○
4	土039	東丸山沢川		
5	土040	源太川		
6	土041	壮瞥温泉川		
7	土042	四十三川		
8	土043	四十三山２沢川		
9	土044	四十三山１沢川		
10	土045	四十三山３沢川		
11	土046	安宅川	○	○
12	土047	無名川左の沢川		
13	土048	無名川		
14	土049	狩野川		
15	土050	ホロト川		
16	土051	ホロト川右の沢		
17	土052	墓地の沢川		
18	土053	久保内川		
19	土054	久保内寺沢川		
20	土055	久保内学校沢川		
21	土056	久保内変電所川		
22	土057	蟠渓駅前の沢川		
23	土058	白水川	○	
24	土059	南久保内中の沢川		
25	土060	南久保内川	○	
26	土061	会館の沢川		
27	土062	町はずれの沢川		
28	土063	東川		
29	土064	田中川		
30	土065	湖神社の沢川		
31	土066	寺の沢川		
32	土067	長流川左１の沢川		
33	土068	長流川３の沢川		
34	土069	長流川左４の沢川		
35	土070	ﾚﾙｺﾏﾍﾞﾂ左の沢川		
36	土071	レルコマベツ川		
37	土072	弁景川左の沢川		
38	土073	弁景川右の沢川		
39	土074	南久保内の沢川	○	○
40	土075	ﾇｯﾊﾟｵﾏﾅｲ中の沢川		
41	土076	ﾇｯﾊﾟｵﾏﾅｲ右の沢川		
42	土077	ﾇｯﾊﾟｵﾏﾅｲ左の沢川		
43	土078	学校沢川		
44	土079	立香右の沢川	○	
45	土080	立香２の沢川		
46	土081	立香中の沢川		
47	土082	立香３の沢川		
48	土083	立香４の沢川		
49	土084	立香５の沢川		

【急傾斜地崩壊危険箇所】

通番	図番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域
1	急069	壮瞥滝之町		
2	急070	壮瞥東湖畔２		
3	急071	壮瞥上久保内１		
4	急072	壮瞥上久保内２		
5	急073	壮瞥弁景		
6	急074	壮瞥立香	○	○
7	急075	壮瞥東湖畔１		
8	急076	壮瞥温泉１		
9	急077	壮瞥温泉２		
10	急078	壮瞥温泉３		
11	急079	壮瞥温泉４		

【地すべり危険箇所】

通番	図番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域
1	地002	上久保内(1)		
2	地003	幸内		

※表の「○」は土砂災害危険箇所のうち土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定された箇所です。

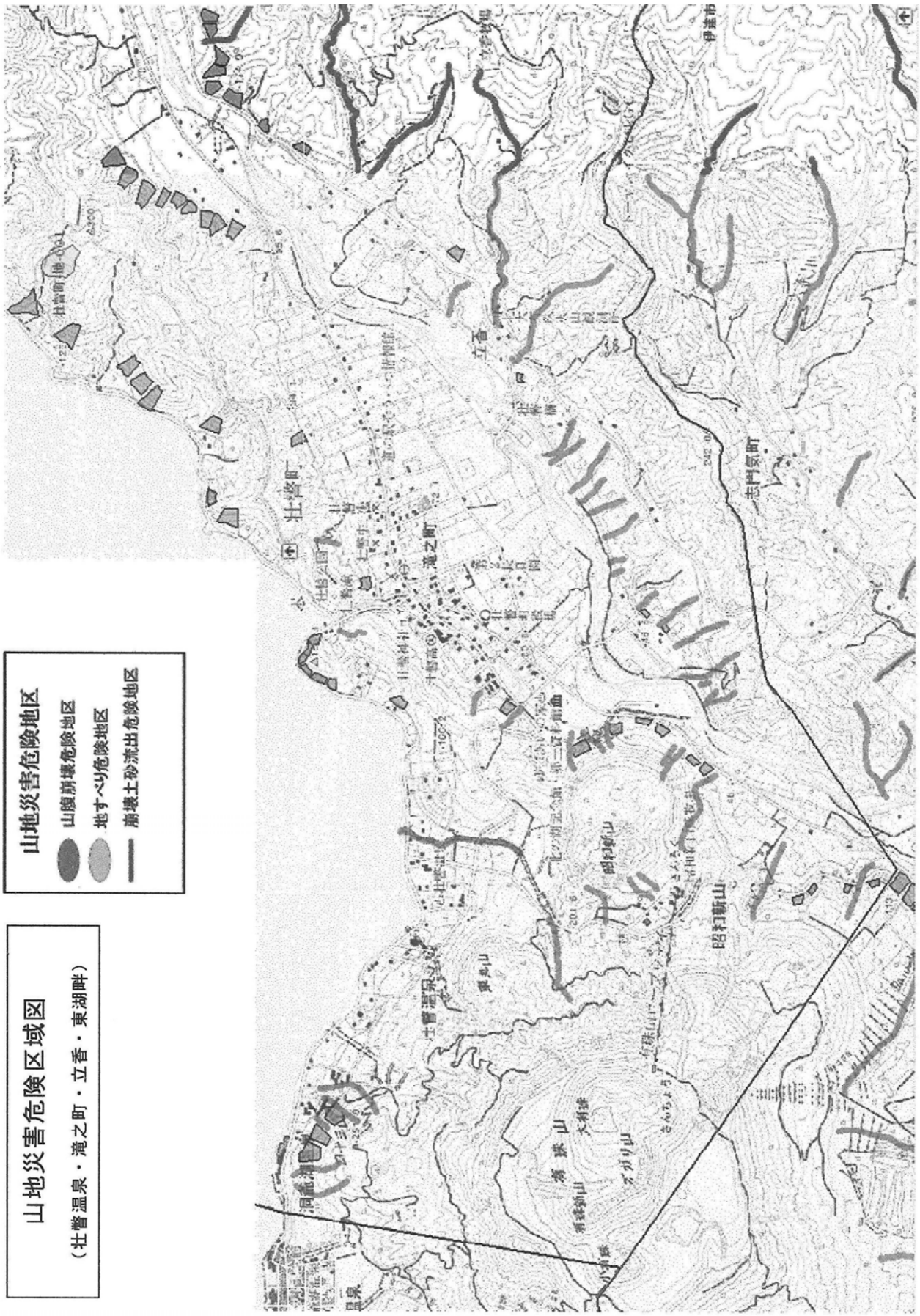

山地災害危険区域図

（壮瞥温泉・滝之町・立香・東湖畔）

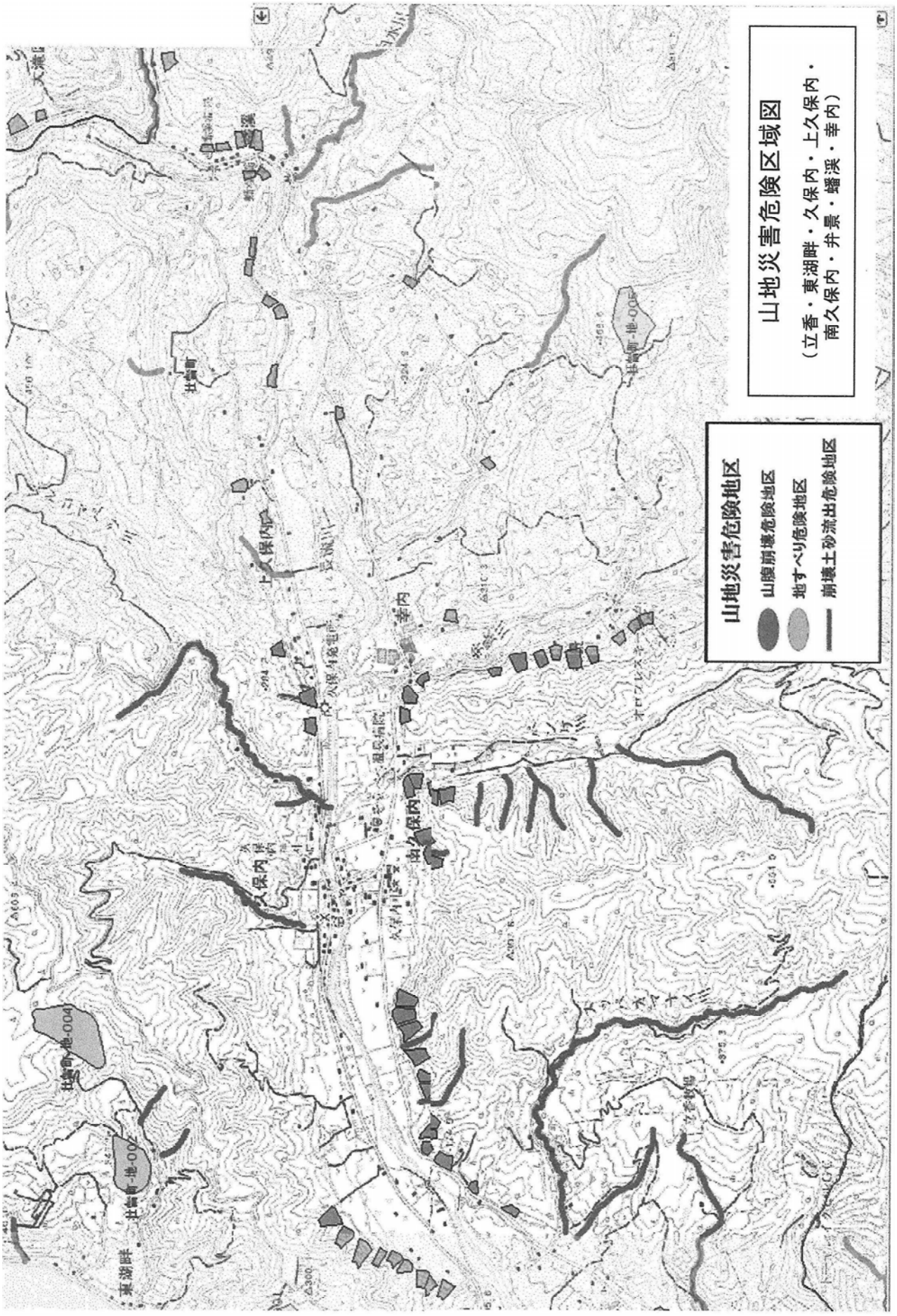
山地災害危険区域図
（立香・東湖畔・久保内・上久保内・南久保内・弁景・蟠渓・幸内）
山地災害危険地区
山腹崩壊危険地区
地すべり危険地区
崩壊土砂流出危険地区
上久保内
幸内
久保内
南久保内
東湖畔

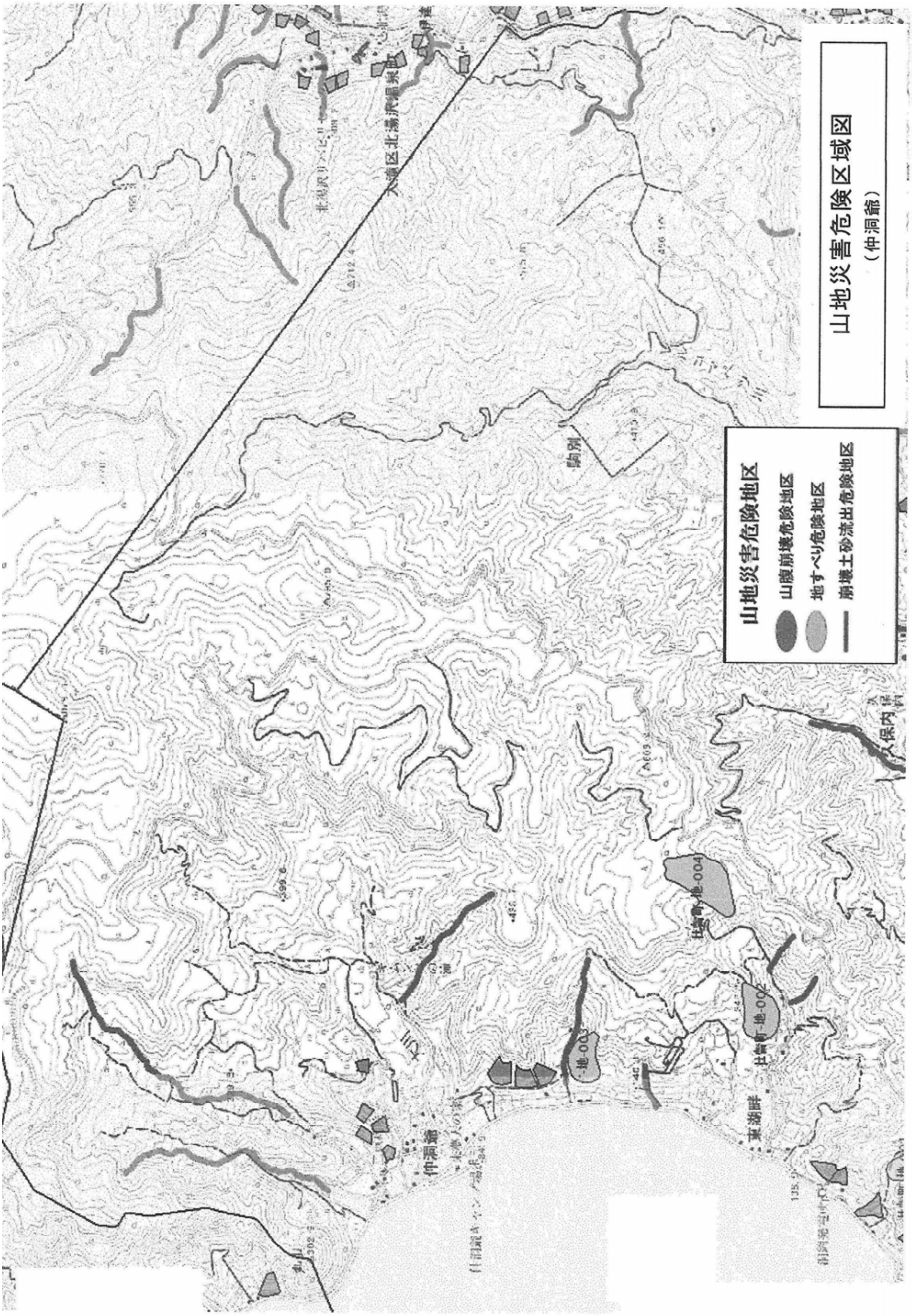
山地災害危険区域図
（仲洞爺）
山地災害危険地区
山腹崩壊危険地区
地すべり危険地区
崩壊土砂流出危険地区
駒別
仲洞爺
東湖畔
久保内

○そうべつ情報館設置及び管理に関する条例

平成 19 年 8 月 28 日条例第 21 号
改正　平成 20 年 12 月 12 日条例第 26 号
平成 23 年 3 月 8 日条例第 5 号

(目的)

第 1 条　この条例は、壮瞥町のジオパーク・観光に関する情報、防災に関する情報及び町内で生産される農産物や加工品等に関する情報等を発信し、地域の活性化を図ること並びに非常災害時における災害対応の拠点とするため、そうべつ情報館(以下「情報館」という。)を設置し、並びにその運営及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条　施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
そうべつ情報館	壮瞥町字滝之町 384 番 1 壮瞥町字滝之町 384 番 7

(事業)

第 3 条　情報館は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)　町内のイベント・観光等の情報発信に関する事業

(2)　火山防災の情報発信に関する事業

(3)　町内農業者等が生産した農産物や加工品等の紹介・販売及び壮瞥町の農業に関する情報発信に関する事業

(4)　憩いの場及び町内情報発信イベント等に関する事業

(5)　前各号に掲げるもののほか、情報館の設置目的を達成するために必要な事業

(施設)

第 4 条　前条の事業を行うため、情報館は、次の施設をもつて構成する。

(1)　ジオパーク・観光情報館

(2)　火山防災学び館

(3)　農産物直売所(以下「直売所」という。)

(4)　多目的広場

(5)　その他前条の事業を行うために必要な施設

2　火山噴火等の非常災害時には、町長が別に定めるところにより、前項に掲げる施設を災害対応拠点としての使用に供するものとする。

(開館時間等)

第 5 条　情報館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(1)　開館時間

ア　4 月 1 日から 11 月 15 日まで　午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

イ　11 月 16 日から翌年 3 月 31 日まで　午前 9 時から午後 5 時まで

(2)　休館日

ア　12 月 31 日から翌年 1 月 5 日まで

イ　11 月 16 日から翌年 3 月 31 日までのうち、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する国民の祝日に該当する場合を除く毎週火曜日

2　前項の規定にかかわらず、情報館 1 階トイレ、一般駐車場及び多目的広場は、1 年を通じて 24 時間利用できるものとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用の承認)

第 6 条　情報館の施設のうち、次に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(1)　情報館研修室

(2)　直売所

2　多目的広場は、何人も自由に使用できるものとする。ただし、その全部若しくは一部を占有する使用又は営利を目的とする使用をしようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

3　町長は、前 2 項の承認を与える場合において、管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第 7 条　前条の規定により使用の承認を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2　前項の使用料は、町長が別に定める場合に限り、減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 8 条　既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第 9 条　使用の承認を受けた者は、その使用の承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の規定により施設をその設置の目的外に使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

3　前項の規定により施設の目的外使用の承認を受けた者は、壮瞥町行政財産の使用料徴収条例(昭和 59 年条例第 12 号)の定めるところにより、行政財産使用料を納めなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

(特別設備の設置等の承認)

第 10 条　第 6 条又は前条の規定による使用の承認を受けた者は、その使用に当たつて特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければな

らない。

2　町長は、前項の承認を与える場合において、その使用について条件を付することができる。

(使用等の不承認)

第 11 条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 6 条若しくは第 9 条の使用の承認又は前条第 1 項の承認(以下「使用承認等」という。)をしない。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合

(2)　施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合

(3)　その他管理運営上支障があると認める場合

(使用承認の取消し等)

第 12 条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認等の条件を変更し、その使用の停止を命じ、又は使用承認等を取り消すことができる。

(1)　前条各号のいずれかに該当する場合

(2)　使用承認等を受けた者が当該使用承認等の条件に違反した場合

(3)　使用承認等を受けた者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合

(4)　偽りその他不正な手段により使用承認等を受けた場合

(5)　公益上やむを得ない事由が生じた場合

(入館の制限等)

第 13 条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、情報館に入館しようとする者の入館を禁じ、又は情報館に入館している者に情報館の使用の停止若しくは情報館からの退去を命じることができる。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認める場合

(2)　施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合

(3)　その他情報館の管理運営上支障があると認める場合

(原状回復)

第 14 条　情報館を使用した者は、情報館の使用を終了したとき、又は前 2 条の規定により情報館の使用の停止を命じられ、若しくは第 12 条の規定により使用承認等を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

2　情報館を使用した者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収する。

(賠償)

第 15 条　情報館の施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、町長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、町長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定)

第 16 条　町長は、情報館(第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる施設を除く。)の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第

3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にその管理を行わせることができる。

2　前項の指定に係る手続その他の事項については、壮瞥町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成 16 年条例第 1 号)に定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第 17 条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　施設の維持及び管理に関する業務

(2)　第 3 条第 3 号から第 5 号までに掲げる事業の計画及び実施

(3)　使用の承認に関する業務

(4)　前各号に掲げる業務に付随する業務

(指定管理者の管理の期間)

第 18 条　指定管理者が管理を行う期間は、指定を受けた日から指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日(当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該日)から起算して 4 年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者による使用の承認)

第 19 条　第 16 条第 1 項の規定により指定管理者が管理を行う場合における使用の承認等については、第 6 条及び第 10 条から第 13 条までの規定を準用する。この場合において、第 6 条及び第 10 条から第 13 条中「町長」とあるのは「町長(指定管理者が管理を行う施設にあつては当該指定管理者)」と、第 13 条中「情報館」とあるのは「情報館(指定管理者が管理する施設にあつては当該施設)」と読み替えるものとする。

(利用料金の収受等)

第 20 条　第 16 条第 1 項の規定により指定管理者が施設の管理を行う場合においては、当該指定管理者が管理する施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2　前項の場合においては、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する施設の使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3　前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、別表第 2 項及び第 3 項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て定める。

4　指定管理者は、町長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5　指定管理者は、町長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(業務報告の聴取等)

第 21 条　町長は、指定管理者が行う業務の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期に、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 22 条　町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべ

き事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定に係る管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2　前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めてその指定に係る管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

(緊急時の措置等)

第 23 条　第 4 条第 2 項の規定により、指定管理者が管理する施設を災害対応拠点としての使用に供する場合又はその他緊急やむを得ない事由によつて指定管理者の管理の業務の全部若しくは一部が停止された場合において、指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第 24 条　指定管理者及び指定管理者が行う業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても同様とする。

(委任)

第 25 条　この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 16 条の規定による指定管理者の指定に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(平成 19 年規則第 27 号で平成 19 年 11 月 9 日から施行)

附　則(平成 20 年条例第 26 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 23 年条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表

1　情報館研修室 1 時間当たりの使用料

区分	使用料	
	夏期(5 月～ 10 月)	冬期(11 月～ 4 月)
第 1 研修室	300 円	400 円
第 2 研修室	200 円	300 円

備考　1 時間未満の使用については、1 時間の使用とみなすものとする。

2　農産物直売所使用料

農産物直売所を利用して販売した農産物・加工品等の販売額の 15 パーセント。

3　多目的広場の青空市場サイトの 1 日当たりの使用料

1 区画 1 日当たり 4,000 円。

別記１

〔災害情報等報告取扱要領〕

壮瞥町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を胆振総合振興局長に報告するものとする。

１　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

(1)　人的被害、住家被害が発生したもの

(2)　災害救助法の適用基準に該当する程度のもの

(3)　災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの

(4)　災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で壮瞥町が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの

(5)　地震が発生し、震度４以上を記録したもの

(6)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの

(7)　その他特に指示があった災害

２　報告の種類及び内容

(1)　災害情報

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、別表１の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2)　被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については、除くものとする。

ア　速報

被害発生後直ちに別表２の様式により件数のみ報告すること。

イ　中間報告

被害状況が判明次第、別表２の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について、特に指示があった場合はその指示によること。

ウ　最終報告

応急措置が完了した後、１５日以内に別表２の様式により報告すること。

(3)　その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

３　報告の方法

(1)　災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2)　被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

４　被害状況判定基準

別表３のとおりとする。

別表１

※　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

<table>
<tr><td colspan="6">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td colspan="2">報 告 日 時</td><td>月　日　時現在</td><td>報 告 日 時</td><td colspan="2">月　日　時現在</td></tr>
<tr><td colspan="2">発 信 機 関
（振興局・市町村名等）</td><td></td><td>受 信 機 関
（振興局・市町村名等）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発 信 者
（職・氏名）</td><td></td><td>受 信 者
（職・氏名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発 生 場 所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発 生 日 時</td><td>月　日　時　分</td><td>災害の原因</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">気象等の状況</td><td>雨　量
河川水位
潮位波高
風　速
そ の 他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">ライフライン関係の状況</td><td>道　路
鉄　道
電　話
水　道
（飲料水）
電　気
そ の 他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>(1)災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="4">（名　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置
（名　称）
（設置日時）　月　日　時　分設置</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2)災害救助法の摘要状況</td><td>地　区　名</td><td>被害棟数</td><td>罹災世帯</td><td>罹災人数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（救助実施内容）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="7">応急措置の状況</td><td rowspan="4">(3)避難の状況</td><td></td><td>地区名</td><td>避 難 場 所</td><td>人数</td><td>日時</td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4)自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(5)その他措置の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">(6)応急対策出動人員</td><td colspan="2">(ア)出動人員</td><td colspan="3">(イ) 主な活動状況</td></tr>
<tr><td>市町村職員</td><td>名</td><td colspan="3" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>名</td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>名</td></tr>
<tr><td>その他(住民等)</td><td>名</td></tr>
<tr><td>計</td><td>名</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5">(今後の見通し等)</td></tr>
</table>

(注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表２

被 害 状 況 報 告（ 速報　中間　最終 ）

月　日　時現在

災害発生日時				月　日　時　分		災害の原因				
災害発生場所										
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名				
	職・氏名					職・氏名				
	発信日時			月　日　時　分		受信日時			月　日　時　分	

項目				件数等	被害金額(千円)	項目				件数等	被害金額(千円)
①人的被害	死　者		人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河　川	箇所		
	行方不明		人					海　岸	箇所		
	重　傷		人					砂防設備	箇所		
	軽　傷		人					地すべり	箇所		
	計		人					急傾斜地	箇所		
②住家被害	全　壊		棟					道　路	箇所		
			世帯					橋　梁	箇所		
			人					小　計	箇所		
	半　壊		棟				市町村工事	河　川	箇所		
			世帯					道　路	箇所		
			人					橋　梁	箇所		
	一部破損		棟					小　計	箇所		
			世帯					港　湾	箇所		
			人					漁　港	箇所		
	床上浸水		棟					下水道	箇所		
			世帯					公　園	箇所		
			人					崖くずれ	箇所		
	床下浸水		棟								
			世帯					計	箇所		
			人			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
	計		棟					破　損	隻		
			世帯					計	隻		
			人					漁港施設	箇所		
③非住家被害	全壊	公共建物	棟					共同利用施設	箇所		
		その他	棟					その他施設	箇所		
	半壊	公共建物	棟					漁具（網）	件		
		その他	棟					水産製品	件		
	計	公共建物	棟					その他	件		
		その他	棟					計			
④農業被害	農地	田 流失・埋没等	ha			⑦林業被害	道有林	林　地	箇所		
		田 浸冠水	ha					治山施設	箇所		
		畑 流失・埋没等	ha					林　道	箇所		
		畑 浸冠水	ha					林産物	箇所		
	農作物	田	ha					その他	箇所		
		畑	ha					小　計	箇所		
	農業用施設		箇所				一般民有林	林　地	箇所		
	共同利用施設		箇所					治山施設	箇所		
	営農施設		箇所					林　道	箇所		
	畜産被害		箇所					林産物	箇所		
	その他		箇所					その他	箇所		
								小　計	箇所		
	計							計	箇所		

項目				件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水道		箇所		
	病院	公立	箇所		
		個人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		
		し尿処理	箇所		
	火葬場		箇所		
	計		箇所		
⑨商工被害	商業		件		
	工業		件		
	その他		件		
	計		件		
⑩公立文教施設被害	小学校		箇所		
	中学校		箇所		
	高校		箇所		
	その他文教施設		箇所		
	計		箇所		
公共施設被害市町村数			団体		
罹災世帯数			世帯		
罹災者数			人		
消防職員出動延人数			人		

項目			件数等	被害金額(千円)
⑪社会教育施設被害		箇所		
⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
	法人	箇所		
	計	箇所		
⑬その他	鉄道不通	箇所		－
	鉄道施設	箇所		
	被害船舶(漁船除く)	隻		
	空港	箇所		
	水道	戸		－
	電話	回線		－
	電気	戸		－
	ガス	戸		－
	ブロック塀等	箇所		－
	都市施設	箇所		
	計		－	
被害総額				
火災発生	建物	件		
	危険物	件		
	その他	件		
消防団員出動延人数		人		

災害対策本部の設置状況	道（振興局）			
	市町村名	名　称	設置日時	廃止日時

災害救助法適用市町村名	補足資料（※別葉で報告）
	○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況　　ほか

別表３

被　害　状　況　判　断　基　準

被害区分		判　断　基　準
①人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重　傷　者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽　傷　者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄(2)(3)を参照。
②住家被害	住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの) を問わず全てを住家とする。
	世　　帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がそ

		の住家の延床面積の 20 %以上 70 %未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20 %以上 50 %未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農 地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径 1mm 以下にあっては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあっては 5cm 以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上) 作物等が地面に倒れている状態をいう (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共 同 利 用 施 設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。

	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない) 草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とる程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園若しくは緑地に設けられたもの
⑥水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破) の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む) 所有のものをいう。

	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者(児) 福祉施設、知的障害者 (児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

別記２

直　接　即　報　基　準

災害等種別	項　　目	基　　準
火災等即報	交通機関の火災	船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの (1)航空機火災 (2)タンカー火災の他、社会的影響が高い船舶火災 (3)トンネル内車両火災 (4)列車火災
	林　野　火　災	(1)焼損面積 10ha 以上と推定されるもの (2)空中消火を要請したもの
	危険物等事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物の運搬にかかる事故で、次に掲げるもの (1)死者（交通事故によるものは除く）又は行方不明者が発生したもの (2)負傷者が５名以上発生したもの (3)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００㎡程度以上の区域に影響を与えたもの (4)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等漏えい事故で次に該当するもの ①河川等へ危険物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ②５００キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等 (5)市街地又は道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6)市街地又は道路上において発生したタンクローリーの火災
	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災	
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	
救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1)航空機の墜落、衝突等による救急・救助事故 (2)バスの転落等による救急・救助事故 (3)ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4)不特定多数の者が集まる場所における 救急・救助事故 (5)その他報道機関に取りあげられる等社会的影響が大きいもの	
災害即報	地　震　発　生	(1)地震が発生し、町区域内で震度５強以上を記録したもの （被害の有無は問わない） (2)津波・風水害・火山災害のうち死者又は行方不明者が生じたもの

消防庁報告先

区分 / 回線	平日（9:30 ～ 17:45） （消防庁応急対策室）	休日・夜間（左記以外） （消防庁宿直室）
ＮＴＴ回線	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)
消防防災無線	7527 7537(FAX)	7782 7789(FAX)
地域衛生通信ネットワーク	TN-048-500-7527 TN-048-500-7537(FAX)	TN-048-500-7782 TN-048-500-7789(FAX)

別記様式

避難所の設置及び収容状況

避難所の名　称	避難所の住所	種　別	開設期間	避難の機　関	避難者の氏名	物品使用状況		実支出額	備考
						品名	数量		
			月　日～　月　日						
		既存建物 野外仮設							
計		天　幕							

（注）１　「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別を記入すること。
　　２　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目、使用数量を記入すること。

指定緊急避難場所一覧

（1）屋外施設

地区名	所　在　地	場　所	面積㎡	施設管理者	不適災害
滝之町	字滝之町 287-1 他	壮瞥町町民公園	18,951	総　務　課	噴火
	字滝之町 384-1 他	そうべつ情報館 i（多目的広場）	12,628	商工観光課	
	字滝之町 420-5	壮瞥中学校グラウンド	10,936	学　校　長	
	字滝之町 234-6	壮瞥町総合グラウンド	22,452	教育委員会	噴火
久保内	字南久保内 142-4	久保内小中学校グラウンド	13,433	学　校　長	土砂災害

（2）屋内施設

地区	名　称	所在地	面積（㎡）	収容人員（人）	施　設管理者	不適災害
滝之町	壮瞥小学校体育館	滝之町 435	720	240	学校長	
	壮瞥中学校体育館	滝之町 420-5	720	240	学校長	
	壮瞥高等学校体育館	滝之町 235-13	630	210	学校長	噴火・土砂災害
	壮瞥町町民会館	滝之町 245	77	26	生涯学習課	噴火
	壮瞥町遊学館	滝之町 242	403	134	生涯学習課	噴火・土砂災害
	ゆーあいの家	滝之町 290-44	64	21	総務課	噴火
	壮瞥町保健センター	滝之町 284-2	160	53	住民福祉課	噴火
	そうべつ子どもセンター	滝之町 432-9	581	194	住民福祉課	
久保内	久保内小学校体育館	南久保内 142-4	513	171	学校長	土砂災害
	久保内中学校体育館	南久保内 142-38	609	203	学校長	土砂災害
	壮瞥町青少年会館	南久保内 14-22	432	144	住民福祉課	土砂災害
	壮瞥町農村環境改善センター	南久保内 145-8	492	164	総務課	
蟠渓	蟠渓ふれあいセンター	蟠渓 26-1	221	74	総務課	
弁景	オロフレほっとピアザ	弁景 204-7	60	20	商工観光課	
立香	立香ふれあいセンター	立香 142	275	92	総務課	
仲洞爺	仲洞爺公民館	仲洞爺 22-5	72	24	自治会長	土砂災害
	来夢人の家	仲洞爺 30-10	39	13	総務課	

収容人員は、１人約３㎡で換算

指定避難所一覧

地区	名　　称	所在地	面積（㎡）	収容人員（人）	施　設管理者	不適災害
滝之町	壮瞥小学校体育館	滝之町 435	720	240	学校長	
	壮瞥中学校体育館	滝之町 420-5	720	240	学校長	
	壮瞥高等学校体育館	滝之町 235-13	630	210	学校長	噴火・土砂災害
	壮瞥町町民会館	滝之町 245	77	26	生涯学習課	噴火
	壮瞥町遊学館	滝之町 242	403	134	生涯学習課	噴火・土砂災害
	ゆーあいの家	滝之町 290-44	64	21	総務課	噴火
	壮瞥町保健センター	滝之町 284-2	160	53	住民福祉課	噴火
	そうべつ子どもセンター	滝之町 432-9	581	194	住民福祉課	
久保内	久保内小学校体育館	南久保内 142-4	513	171	学校長	土砂災害
	久保内中学校体育館	南久保内 142-38	609	203	学校長	土砂災害
	壮瞥町青少年会館	南久保内 14-22	432	144	住民福祉課	土砂災害
	壮瞥町農村環境改善センター	南久保内 145-8	492	164	総務課	
蟠渓	蟠渓ふれあいセンター	蟠渓 26-1	221	74	総務課	
弁景	オロフレほっとピアザ	弁景 204-7	60	20	商工観光課	
立香	立香ふれあいセンター	立香 142	275	92	総務課	
仲洞爺	仲洞爺公民館	仲洞爺 22-5	72	24	自治会長	土砂災害
	来夢人の家	仲洞爺 30-10	39	13	総務課	

収容人員は、１人約３㎡で換算

様式１

緊 急 通 行 車 両 確 認 標 章

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射確度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式２

第　　号

年　　月　　日

緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書

知　　事　㊞

公安委員会　㊞

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住　所	（　　）　局　　番	
	氏　名		
通　行　日　時			
通　行　経　路		出　　発　　地	目　　的　　地

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

別記様式

輸　送　記　録　簿

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出費	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円	円	
計													

（注）1　「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。

2　都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。

3　借上車両等による場合は有償又は無償を問わず記入すること。

4　借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。

5　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

炊 き 出 し 受 給 者 名 簿

炊き出しの施設名	世帯主の氏名	家族数	月　日			月　日			月　日			3日間小　計			4日以降小　計			合計	実支出額	備考
			朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
																			円	
計																				

（注）「備考」欄には給食内容を記入すること。

日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、異常渇水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部（以下「地方支部」という。）が、被災会員の速やかな給水能力の回復のために地方支部管内の各地区協議会（以下「地区」という。）相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（会員の責務）

第２条　地方支部管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。

（相互応援のための平常準備）

第３条　地方支部管内の地区の長（以下「区長」という。）は、地区内における相互応援のための応急給水容器及び応急復旧用資材の在庫等の現状を把握しておくものとする。

２　会員は、毎年５月末日までに応急給水容器及び応急復旧用資材を調査し、その調査結果を集計し、その調査結果を当該区長に通知しなければならない。

３　当該区長は、前項の調査結果を集計し、その集計結果を毎年６月末日までに地方支部の長（以下「支部長」という。）に通知しなければならない。

４　支部長は、必要に応じて前項の集計結果を会員に通知するものとする。

（連絡担当部課）

第４条　支部長及び区長は、この協定の実施にあたり、情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者、連絡補助者を定め、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合に、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援要請方法）

第５条　区長は、地区内の会員から応援の要請があり、他地区の会員の応援を得なければ対応が困難であると判断した場合又は区長都市が被災し応援を受ける必要があると判断した場合には、支部長に対して他の地区の会員からの応援を要請するものとする。

２　前項の場合応援の要請を受けた支部長は、必要に応じ、ただちに他の地区の区長に対して応援の要請を行うものとする。

３　第２項により支部長から応援の要請を受けた区長は、地区内の会員に対して応援を要請し、調整をするとともに、その結果を速やかに支部長に報告するものとする。

４　支部長は、各区長からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

５　支部長は、支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会本部に対して応援の要請を行うものとする。

（応援要請内容）

第６条　応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用い

て行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

（１）災害の状況

（２）必要とする資機材、物資等の品目及び数量

（３）必要とする職員の職種別人員

（４）応援の場所及び応援場所への経路

（５）応援の期間

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（連絡調整担当全員）

第７条　第５条第１項の場合において、支部長都市又は区長都市が被災したときにこれらの都市における災害に関して必要な情報の連絡調整を補完する必要がある場合において、これを行う会員（以下「連絡調整担当会員」という。）を定める。

２　連絡調整担当会員は、隣接する区長都市があたるものとし、対象となる支部長都市及び区長都市ごとに定める。

３　連絡調整担当会員は、担当する支部長又は区長都市の要請に基づき、被災状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行う。

（現地対策本部の設置）

第８条　第５条の場合において支部長は、応援を行う会員間の連絡調整を行う必要があると認めたときは、現地対策本部を設置する。

２　本部長は支部長が任命する。

３　現地対策本部の組織及び構成員は、本部長が決定する。

４　現地対策本部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）水道施設の被害に関する情報を収集すること。

（２）応援活動の調整を行うこと。

５　災害の規模が特に大きく、厚生省、北海道、日本水道協会等による現地救護組織が設置されたときは、現地対策本部は、当該現地救援組織に移行する。

（応援活動の種類）

第９条　会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

（１）応急給水作業

（２）応急復旧作業

（３）応急復旧用資材の提供

（４）工事業者のあっせん

（５）前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の派遣）

第１０条　応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、ジュラフ、携行電灯、カメラ及び冬季においては防寒具などを携行させるものとする。

2　派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。

3　派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

（応援要員の受入）

第１１条　応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

（費用の負担）

第１２条　この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

（会員以外への協力）

第１３条　会員は、地方支部管内の会員以外の水道事業体が災害により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力に努めるものとする。

（委任）

第１４条　この協定の実施に関して必要な事項については、地方支部長が別に定める。

附則

1　この協定は、平成１０年７月１日から施行する。

2　日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱（昭和５５年度第５１回支部総会決定）は、廃止する。

この協定の成立を証するため本書６通を作成し、地方支部長及び各区長記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１０年７月１日

日本水道協会北海道地方支部長
札幌市長　桂　信雄

日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会区長
小樽市長　新谷昌明

日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会区長
釧路市長　綿貫健輔

日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会区長
室蘭市長　新宮正志

日本水道協会北海道地方支部道西地区協議会区長
函館市長　木戸浦隆一

日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会区長
旭川市長　菅原功一

日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、異常渇水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会（以下「地区」という。）が、被災都市の速やかな給水能力の回復のため地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（会員の責務）

第２条　地区管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定に定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部（以下「地方支部」という。）から応援の要請があった場合においても地区の長（以下「区長」という。）の要請に基づき応援協力をすることとする。

（応援の要請の手順）

第３条　応援要請の手順は、次の各号による。

（１）　各会員は、その属する地区の区長都市へ応援を要請する。

（２）　区長都市は、地区管内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地方支部へ応援を要請する。

（応援要請の内容）

第４条　応援の要請は、次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

（１）　災害の状況

（２）　必要とする資機材、物資等の品目及び数量

（３）　必要とする職員の職種別人員

（４）　応援の場所及び応援場所への経路

（５）　応援の期間

（６）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援活動の種類）

第５条　会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

（１）　応急給水作業

（２）　応急復旧作業

（３）　応急復旧用資材の供出

（４）　工事業者のあっせん

（５）　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の派遣）

第６条　応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。

２　派遣応援要員は，被災会員の指示に従って作業に従事する。

3　派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

（応援要員の受入）

第７条　応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

（費用の負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

（会員以外への協力）

第９条　会員は、地方支部管内の会員以外の水道事業体が災害により被災したときは、前各条に準じ応急給水等の協力に努めるものとする。

（委任）

第１０条　この協定の実施に関して必要な事項については、区長が別に定める。

附　則

この協定は，平成１０年１２月１日から施行する

この協定の成立を証するため本書２０通を作成し、地区会員の首長記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１０年１２月１日

日本水道協会道南地区協議会会員

地区長	室蘭市長	新宮正志		静内町長	増本一男
	苫小牧市長	鳥越忠行		白老町長	見野全
	登別市長	上野晃		壮瞥町長	菅原俊一
	伊達市長	阿部政康		新冠町長	岡裕
	厚真町長	藤原正幸		早来町長	柴田勝治
	虻田町長	長崎良夫		平取町長	中道善光
	浦河町長	谷川弘一郎		穂別町長	横山宏史
	えりも町長	佐々木隆人		三石町長	村井兵作
	追分町長	山口敏雄		鵡川町長	大内良一
	様似町長	谷崎敏夫		門別町長	郡司啓

給　　水　　記　　録　　簿

給水年月日	給水地区	給水世帯数	給水人員	給水量	給水時間	給水用機械器具								実支出額 備　考
						名　称	借　上			修　繕			燃料費	
							数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要		
年月日		世帯	人	m^3					円	月日	円		円	円
計														

（注）　1　給水機械器具は借上料の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2　「修繕の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

様式１

被　災　世　帯　調　査　票

災害の内容

調査員

地区名 （住所）					
世帯主 氏　名		世帯構成 人　員		避難先	

被害の状況 １　全　壊 ２　半　壊 ３　一部破損 ４　床上浸水 ５　床下浸水	住家	居住状況	１　自家　２　借家　３　間借　４　アパート ５　施設内　６　飯場　７　その他
		被害の程度	
	家財	被害の程度	
		生活必需品等の給与の要否	
	その　の　他		

世　帯　の　状　況

人員	続　柄	氏　　名	年齢	性別	職　　業	備　　考
１						
２						
３						
４						
５						
６						
７						
８						
９						
１０						

注）１　「災害の内容」は、（例　台風○○号）と記入すること。
２　「被害の状況」は、調査員が被害の内容を調査の上、第５章第３節の被害状況判断基準により該当項目を○で囲むこと。
３　「世帯の状況」の「続柄」欄には同居人、下宿人、寄宿人、飯場の作業員等もその旨記入すること。
４　「職業」欄には、児童・生徒の場合は小１、中２等と記入すること。
５　「備考」欄には、貸与品目数量、要措置事項、被災後の生計、住宅措置の見込み等を記入すること。

様式２

生 活 必 需 品 等 受 払 簿

品　　名					
年　　月　　日	摘　要	受　入	払　出	残	備　　考

（注）　「摘要」欄には、購入先又は受入先及び払出先を記入すること。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

昭和40年５月11日厚生省社第１６２号厚生省事務次官通知　最終改正平成19年４月１日

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 100人１日当たり 31,000円以内 （加算額） 冬季　別に定める額。 高齢者等の要援護者等を収容する福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内 ※ただし厚生大臣の承認により期間の延長あり	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上げ費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	１　規格　１戸当たり平均29.7㎡（９坪）を基準とする。 ２　限度額　１戸当たり 2,326,000円以内 ３　同一敷地内に50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）	災害発生の日から20日以内着工 ※ただし厚生大臣の承認により着工期間の延長あり	１　基準面積は平均１戸当り29.7㎡であればよい。また実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 ２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置できる。 ３　供与期間２年以内
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	１　１人１日（３食）当たり 1,020円以内 ２　被災地から縁故先（遠隔地）等に一時避難する場合３日分支給可	災害発生の日から７日以内 ※ただし厚生大臣の承認により期間の延長あり	食品給与のための総計費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。

<table>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者</td><td colspan="7">当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内
※ただし厚生大臣の承認により期間の延長あり</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="6">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は棄損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="7">１　夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内に完了
※ただし厚生大臣の承認により期間の延長あり</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限る。</td></tr>
<tr><td>区　分</td><td>１人</td><td>２人</td><td>３人</td><td>４人</td><td>５人</td><td>６人以上１人増すごと</td></tr>
<tr><td>全壊（焼）
流　失</td><td>夏17,300
冬28,600</td><td>22,300
37,000</td><td>32,800
51,600</td><td>39,300
60,500</td><td>49,800
75,900</td><td>7,300
10,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊（焼）
床上浸水</td><td>夏 5,600</td><td>7,600</td><td>11,400</td><td>13,800</td><td>17,500</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>冬 9,100</td><td>12,000</td><td>16,900</td><td>20,000</td><td>25,400</td><td>3,300</td></tr>
<tr><td>医　療</td><td>医療の途を失った者（応急的措置）</td><td colspan="7">救護班が使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費</td><td>災害発生の日から14日以内
※ただし厚生大臣の承認により期間の延長あり</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td colspan="7">救護班が使用した衛生材料等の実費</td><td>分娩した日から７日以内
※ただし厚生大臣の承認により期間の延長あり</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
</table>

災害にかかった者の救出	1　現に生命、身体が、危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 ※ただし厚生大臣の承認により期間の延長あり	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2　輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所など日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 510,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる。
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり　4,100円 中学校生徒 1人当たり　4,400円 高等学校生徒 1人当たり　4,800円	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給。
埋　葬	1　災害の際死亡した者 2　実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 510,000円以内 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定され	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 ※ただし厚生大臣の承認により期間延長あり	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものと推定して

	る者			いる。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理をする。（埋葬を除く。）	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,300円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	1　自力では除去することのできない者 2　居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているために生活に支障をきたしている場合	1世帯当たり 137,500円以内	災害発生の日から10日以内 ※ただし厚生大臣の承認により期間延長あり	実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり 医師、歯科医師 20,500円以内 薬剤師等 16,200円以内 保健師、助産師、看護師等 15,400円以内 土木技術、建築技術者 15,900円以内 大工　14,100円以内 左官　14,300円以内 トビ職　14,000円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

北海道飲用井戸等衛生対策要領

平成　元年　５月　１日　施　行
平成　３年　２月１５日一部改正
平成　５年１２月　１日一部改正
平成１４年　７月　５日一部改正
平成１６年　３月３０日一部改正
平成１７年　３月２９日一部改正
平成２１年　３月３１日一部改正
平成２２年　８月２５日一部改正
平成２５年　４月　１日一部改正

第１　目的

この要領は、飲用に供する井戸等及び水道法等で規制を受けない水道並びに小規模な貯水槽水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、有害物質や病原性微生物等による汚染時における措置並びに汚染防止のための対策を定めることにより、北海道におけるこれら飲用井戸等について、総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

第２　実施主体

この要領に基づく対策は、北海道及び町村が協力して行なうものとする。

第３　対象施設

この要領において対象とする施設は、道内町村の区域に所在する次の１から４に掲げる施設であって、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用を受けないもの及び５に掲げる施設（以下「飲用井戸等」という。）とする。

１　地下水、河川水（伏流水を含む。（以下同じ。））・湖沼水、湧水を水源とし、個人住宅に居住する者に対して飲用水を供給する施設（以下「個人飲用井戸等」という。）

２　地下水、河川水・湖沼水、湧水を水源とし、寄宿舎、社宅、共同住宅等（以下「共同用」という。）に居住する者に対して飲用水を供給する施設（以下「共同飲用井戸等」という。）

３　地下水、河川水・湖沼水、湧水を水源とし、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等（以下「業務用」という。）に対して飲用水を供給する施設（以下「業務用飲用井戸等」という。）

４　水道事業の用に供する水道又は専用水道（以下「水道事業等」という。）から供給を受けた水と地下水、河川水・湖沼水、湧水を混合した水を水源とし、飲用水を供給する水槽を有する施設（以下「混合受水槽水道」という。）

５　水道法第１４条第２項第５号に規定する貯水槽水道のうち、貯水槽の容量が１０ｍ^{3}以下のもの（以下「小規模貯水槽水道」という。）

第４　衛生確保対策

１　実態の把握

（１）道は、町村の協力を得て、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集整理し、飲用井戸等を設置しようとする者、

飲用井戸等の設置者及び管理者並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（２）道及び町村は、飲用井戸等の管理の適正を確保するために、飲用井戸等を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

（３）業務用飲用井戸等、混合受水槽水道、小規模貯水槽水道のうち、公共性の高いものとして、別に定める「自主管理マニュアル」に記載された施設の設置者等は、当該マニュアルにしたがって、飲用井戸等の管理を実施し、定期的に管理状況を所轄の保健所長あてに報告するものとする。

２　衛生管理等

設置者等は、飲用井戸等の衛生を確保するため、次により管理等を行なうものとする。

（１）衛生対策

ア　飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入り、動物を飼育し、又は動物のふん尿等汚染源となる物質を搬入しないよう清潔保持に努めること。

イ　飲用井戸等は、汚染排水施設（排水溝、排水管、汚水貯留槽等）又は汚物貯留槽（便槽、浄化槽等）等から水平距離で５メートル以上離し、かつそれらが汚染源とならないように、管理状況の把握に努めること。

ウ　農薬、油類、各種薬品等飲用水を汚染するおそれのあるものを飲用井戸等の周囲に散布・放置等しないよう努めること。

エ　飲用井戸等の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸入管、弁類、管類、井戸のふた、水槽、取水ぜき、湧出口周辺の囲い等）について、定期的に点検を行い、汚染の防止に努めること。

（２）施設の構造

ア　地下水を水源とする飲用井戸等の設置者等は、汚染を防止するため、井戸を深井戸とすることが望ましい。

イ　個人飲用井戸等、共同飲用井戸等及び業務用飲用井戸等で地下水を水源とするものにあっては、原則、ケーシングを地表面又は床面から 30 センチメートル以上立ち上げ、井筒の周囲に汚染防止壁等を設けるか、井戸を建物内（井戸小屋を含む。）に設けること。

ウ　個人飲用井戸等、共同飲用井戸等及び業務用飲用井戸等であって湧水を水源とするものにあっては、湧出口に囲いを設け、雨水等が混入しないよう汚染防止に努めること。

エ　共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給水があるもの。）にあっては、塩素滅菌機を整備し、飲用水の消毒に努めること。

オ　個人飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給水があるものを除く。）にあっては、塩素滅菌機を整備し、飲用水の消毒に努めることが望ましい。

（３）維持管理

ア　混合受水槽水道、小規模貯水槽水道並びにこれら以外の施設であって受水槽又は高置水槽を設けている施設の設置者等は、簡易専用水道の管理基準に準じて管理することを基本とし、小規模貯水槽水道にあっては、給水を受ける水道事業等の供給規定に従い適切に管理すること。

イ　前記アに基づく管理のうち、水槽の清掃については、建築物飲料水貯水槽清掃業の知事登録業者に依頼することが望ましい。

ウ　業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（業務用への給水があるもの。）については、

それらの構造及び維持管理に関する必要な帳簿等を備え、常に整理しておくこと。

3　定期及び臨時の水質検査等

設置者等は飲用井戸等の衛生を確保するため次の水質検査等を行うこと。

（1）飲用水の色、濁り、臭い及び味について１日に１回以上自ら確認し、異常を認めたときは、必要に応じて保健所の指導を受けるとともに、必要な項目に関する臨時の水質検査を行うこと。

（2）設置者等は、本要領別表－１に示す定期の水質検査を行うこと。

（3）設置者等が水質検査を依頼するにあたっては、水道法第２０条第３項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うことを原則とする。

ただし、検査項目のうち可能なものについては、建築物飲料水水質検査業の知事登録業者に依頼しても差し支えないこと。

（4）設置者等が小規模貯水槽水道の管理状況について、簡易専用水道の検査を依頼する場合には、水道法第３４条の２第２項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うこと。

（5）新たに飲用井戸等を設置する場合には、給水開始前に、本要領別表－３に示す水質項目に関する検査を実施し、検査項目が水質基準に適合していることを確認すること。

ただし、小規模貯水槽水道を除く。

4　汚染防止対策

飲用井戸等の汚染を防止するため、設置者等及び道は、次により必要な措置を講ずることとする。

（1）設置者等が講ずる措置

設置者等は、飲用井戸等の水源の種類等に応じて、次により有害物質及び病原生物の汚染対策を行うこと。

ア　有害物質による汚染対策

（ア）共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給水があるもの。）の設置者等は、トリクロロエチレン等、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの有害物質による汚染を防止するため、水源の水質に応じて、有害物質を適切に除去する浄化装置を設置するなど必要な対策を講ずること。

（イ）個人飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給水のあるものを除く。）の設置者等は、有害物質による汚染を防止するため、水源の水質に応じて、有害物質を適切に除去する浄化装置を設置するなど必要な対策を講ずることが望ましい。

（ウ）共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（業務用への給水があるもの。）に有害物質を除去する浄化装置を設置している設置者等は、自ら装置の管理を行うか、又は取扱い責任者を定めて適正管理に努めること。

イ　病原生物による汚染対策

（ア）共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給水があるもの。）の設置者等は、エキノコックス虫卵及びクリプトスポリジウム等の病原生物による汚染を防止するため、水源の種類に応じて、病原生物を適切に除去する装置、ろ過設備を設置するなど必要な対策を講ずること。

（イ）個人飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給水のあるものを除く。）の設置者等は、病原生物の汚染を防止するため、水源の種類に応じて、病原生物を適切に除去する装置、ろ過設備を設置するなど必要な対策を講ずることが望ましい。

（ウ）共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用、業務用への給

水があるもの。）に病原生物を除去する装置、ろ過設備を設置している設置者等は、自ら装置の管理を行うか、又は取扱い責任者を定めて適正管理に努めること。

（２）道が講ずる措置

道は、町村の協力を得て、有害物質及び病原生物による汚染を防止するため必要に応じて、水質検査並びに次の措置を講ずること。なお、必要に応じて市とも連携して対応をとることとする。

ア　保健所は、必要に応じて、業務用井戸等の立入調査を行い施設、水質検査等の改善指導を行うこと。

イ　保健所は、関係部局と地下水汚染に関する情報交換を行い、飲用井戸等が汚染されるおそれがある場合には、設置者等に飲用指導を行うこと。

ウ　道は、地下水の汚染実態の把握を行い、汚染対策を効果的に進める調査研究に努め、市町村に必要な情報を提供すること。

５　汚染が判明した場合の措置

（１）設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、保健所に報告し指示を受けること。

（２）設置者は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明したとき、又はクリプトスポリジウム指標菌が検出されたときは保健所に報告し指示を受けること。

（３）保健所は、飲用井戸等の汚染を発見したとき、又は前記（１）若しくは（２）の報告を受けて、飲用井戸等に汚染のおそれがあると判断したときは、町村に対し情報提供するとともに、町村区域における施設を立入調査し、設置者等に対し、次の飲用指導を行い、その改善状況を確認すること。また、必要に応じて市とも連携して対応をとることとする。

ア　水道給水区域内においては、水道水に切替えること。

イ　水道給水区域外においては、汚染されていない水源への切替え、又は汚染原因を除去する措置を講じて飲用に供すること。

ウ　前記ア若しくはイの措置を講ずるまでの間は、飲用には他の安全な水を供すること。

（４）保健所は、前記(3)の立入調査等から、汚染経路の把握に努め、飲用井戸が広い範囲で汚染されていると判断したときは、直ちに環境推進課に報告し、汚染のおそれのある飲用井戸の利用者に広報、飲用指導を行うこと。

（５）道は、水源が広い範囲で汚染され、多くの飲用井戸等利用者に健康影響のおそれがあると判断したときは、本要領に定めるほか、緊急の対策を講ずること。

６　水道の普及等

（１）道は、所管する水道事業者に、日ごろから、管下の水道の布設及び普及を行い、水道未普及地域の解消に努めることを指導すること。

（２）道は、町村に、水道普及地域において、汚染され、又は汚染のおそれがある飲用井戸等（小規模貯水槽水道及び混合受水槽水道を除く。）の設置者等に対する水道加入の指導について協力を求めること。

（３）道は、水道事業者に、小規模貯水槽水道に関し、供給規定に水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任を適正かつ明確に定めることと、当該貯水槽水道の適正な維持管理の促進を図ることを指導する。

附則

この要領は、平成２２年８月２５日から適用する。

附則

この要領は、平成２５年４月　１日から適用する。

別表－２　水質検査に関する項目及び基準値

	項　目	基 準 値	原水・浄水の別
1	一般細菌	集落数１００/ml以下であること。	浄水
	大腸菌	検出されないこと。	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	１０ mg/L 以下であること。	
	塩化物イオン	２００ mg/L 以下であること。	
	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	３ mg/L 以下であること。	
	ｐＨ値	５．８以上８．６以下であること。	
	味	異常でないこと。	
	臭気	異常でないこと。	
	色度	５度以下であること。	
	濁度	２度以下であること。	
2	トリクロロエチレン	０．０１ mg/L 以下であること。	浄水
	テトラクロロエチレン	０．０１ mg/L 以下であること。	
	四塩化炭素	０．００２ mg/L 以下であること	
	ジクロロメタン	０．０２ mg/L 以下であること。	
	シス－１．２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２ジクロロエチレン	０．０４ mg/L 以下であること。	
	１，４－ジオキサン	０．０５ mg/L 以下であること。	
	ベンゼン	０．０１ mg/L 以下であること。	
3	クリプトスポリジウム※	検出されないこと。（ただし、クリプトスポリジウム等を除去又は不活化できる施設が整備されている場合を除く。）	原水
	ジアルジア※		
	大腸菌		
	嫌気性芽胞菌（ウエルシュ菌芽胞）		

※クリプトスポリジウム及びジアルジアの水質検査は、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき必要に応じて実施すること。

別表－３　給水開始前に実施する水質検査に関する項目

必 須 項 目	別表－２の１欄に掲げる項目
実施することが望ましい項目	水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第１０１号）の表の上覧に掲げる項目（別表－２の１欄に掲げる項目を除く。）ただし、消毒を行っていない場合には塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒド（ただし、当該飲用井戸周辺の地下水等よりこれらの物質が検出されているものを除く。）を、また、水源が湖沼等水が停滞しやすい表流水でない場合には（４Ｓ，４ａＳ，８ａＲ）－オクタヒドロ－４，８ａ－ジメチルナフタレン－４ａ（２Ｈ）－オール（別名ジェオスミン）及び１，２，７，７－テトラメチルビシクロ［２，２，１］ヘプタン－２－オール（別名２－メチルイソボルネオール）を省略することができる。

別記様式

学　用　品　の　給　与　状　況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与年月	学用品の内訳						実支出額	備考
					教科書			その他の学用品				
					国語	算数		国語	算数			
				月日							円	
計	小学校		人								円	
	中学校		人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年　　月　　日

責任者（学校長）

氏　名　　㊞

（注）１「給与年月」欄には、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。
　　２「学用品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式１

遺　体　処　理　台　帳

番号	死亡者氏名		死体発見状況		遺族氏名		見分	死体の処理						実支出	死体保管場所			備考
	氏名	住所	発見日時	発見場所	氏名(続柄)	住所等		検案	金額	洗浄	金額	縫合	金額		保管場所	収容・引渡月日	火葬の有無	
	男･女		月 日 ：		(　)	(TEL)										収容月日	有 無	骨つぼ 棺なし
	男･女		月 日 ：		(　)	(TEL)										収容月日	有 無	骨つぼ 棺なし
	男･女		月 日 ：		(　)	(TEL)										収容月日	有 無	骨つぼ 棺なし
	男･女		月 日 ：		(　)	(TEL)										収容月日	有 無	骨つぼ 棺なし
	男･女		月 日 ：		(　)	(TEL)										収容月日	有 無	骨つぼ 棺なし
	男･女		月 日 ：		(　)	(TEL)										収容月日	有 無	骨つぼ 棺なし
	男･女		月 日 ：		(　)	(TEL)										収容月日	有 無	骨つぼ 棺なし
	男･女		月 日 ：		(　)	(TEL)										収容月日	有 無	骨つぼ 棺なし
	男･女		月 日 ：		(　)	(TEL)										収容月日	有 無	骨つぼ 棺なし
	男･女		月 日 ：		(　)	(TEL)										収容月日	有 無	骨つぼ 棺なし
	男･女		月 日 ：		(　)	(TEL)										収容月日	有 無	骨つぼ 棺なし
	男･女		月 日 ：		(　)	(TEL)										収容月日	有 無	骨つぼ 棺なし
	男･女		月 日 ：		(　)	(TEL)										収容月日	有 無	骨つぼ 棺なし

（注）　葬祭を行った者が町長であるときには遺族氏名欄に「町長」と記入すること。また、身元不明者については備考欄に身体的特徴を記入すること。

様式２

行 旅 死 亡 人 処 理 台 帳

番号	死体処理台帳番号	死亡者性別（推定年齢）	火 葬 月 日 葬祭を行った者	葬 祭 費		備 考
				支出内容等	合 計	
		男・女 （ 歳）	月 日 壮瞥町長			
		男・女 （ 歳）	月 日 壮瞥町長			
		男・女 （ 歳）	月 日 壮瞥町長			
		男・女 （ 歳）	月 日 壮瞥町長			
		男・女 （ 歳）	月 日 壮瞥町長			
		男・女 （ 歳）	月 日 壮瞥町長			
		男・女 （ 歳）	月 日 壮瞥町長			
		男・女 （ 歳）	月 日 壮瞥町長			
		男・女 （ 歳）	月 日 壮瞥町長			
		男・女 （ 歳）	月 日 壮瞥町長			
		男・女 （ 歳）	月 日 壮瞥町長			
		男・女 （ 歳）	月 日 壮瞥町長			
		男・女 （ 歳）	月 日 壮瞥町長			

（注）死体処理に要した費用、火葬場使用料、骨つぼ代は町負担とする。

様式３

行　方　不　明　者　捜　索　状　況

年　月　日	捜　索 地　区	行方不明者 氏　　名	捜索用機械器具			金　額	備　考
			名　称	数量	所有者管理者氏名		
年　月　日						円	

（注）　捜索用機械器具は、借上費の有償又は無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

別紙１

障害物除去状況記録簿

住家被害程度区分		氏　　名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備　　考
			月　日～　　月　　日	円		
計	半壊（焼）	世帯				
	床上浸水	世帯				

労 務 者 雇 用 台 帳

（救助種別）													
住所	氏名	日額	月　分						基本賃金		割増賃金		備考
			日	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金額	
										円		円	
計	人	円	人	人	人	人	人	人					

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

（応援要請等）

第３条　災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

⑴　発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合。

⑵　災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

⑶　その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

２　応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

⑴　災害の種類

⑵　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

⑶　災害現場の気象状況

⑷　災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法

⑸　消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制

⑹　応援に要する資機材の品目及び数量

⑺　その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第４条　知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

２　知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第５条　前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第６条　第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に

対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援があったものとみなす。

（経費負担）

第７条　この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附　則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事　　堀　　達　也

以下道内72市町等の長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条　緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

(1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合

(2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

(3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条　緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア　被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ　救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア　傷病者の搬送

(ｱ)　現場救急

a　「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b　次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することに

より後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

(ｲ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

① 一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

② 医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療療関へ搬送する場合

b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ｳ) 事後検証

上記（ア）及び（イ）に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困

難と認められる場合

エ　その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア　林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ　偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ　消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ　その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第４条　緊急運航の要請(前条第５号に規定するものを除く。)は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第１号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第５条　運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

２　運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第６条　運航管理責任者は、直ちに前条第１項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第７条　緊急運航を要請した市町村長(消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入

体制を整えるものとする。

(報告)

第８条　緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合(救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。)には、災害等状況報告書(様式第２号)により、総括管理者に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成８年７月１日から施行する。

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

この要領は、平成１９年６月１日から施行する。

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（第　　報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名	
担当者職氏名	
連絡先	TEL　　FAX

災害の状況・派遣理由	覚知	平成　　年　　月　　日　　時　　分
	災害発生日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分
	災害発生場所	
	災害名	
	災害発生状況・措置状況	
派遣を必要とする区域		希望する活動内容
気象の状況		
離着陸場の状況	離着陸場名	
	特記事項	（照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか）
必要とする資機材		現地での資機材確保状況
		特記事項
傷病者の搬送先		救急自動車の手配状況
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名	
	現場付近で活動中の航空機の状況	
現地最高指揮者	（機関名）　　（職・氏名）	
無線連絡方法	（周波数）　　Hz	
その他参考となる事項		

搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式第2号（第8条関係）

第　　号
平成　　年　　月　　日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部危機管理監　　様

要請機関の長　　印，

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	
災害発生場所	
派 遣 区 域	
離 着 陸 場	
使用した資機材	
傷病者の搬送先	
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】 【消防防災ヘリコプターによる活動内容】
災害発生状況・措置状況	
その他参考となる事項	

	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備　　考
搭乗者									

壮　　総　　号
年　　月　　日

胆振総合振興局長　　様

壮瞥町長　　印

災 害 派 遣 の 要 請 に つ い て

このことについて、次のとおり　　のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請します。

記

1　災害の状況及び派遣を要請する理由

2　派遣を必要とする期間

3　派遣部隊が展開できる場所

4　派遣を希望する区域及び活動内容

5　派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

壮　　総　　号
年　　月　　日

胆振総合振興局長　　様

壮瞥町長　　印

災害派遣撤収要請について

年　　月　　日付け壮総号で要請した災害派遣については、
ので、次の時刻をもって撤収を要請します。

記

1　撤収要請日時　　年　　月　　日　　時　　分

2　撤収区域

室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町
6市町防災協定

室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町（以下「提携市・町」という。）は、防災に関して次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、平常時及び災害時における防災に関して、提携市・町が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、もって提携市・町住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第２条　提携市・町は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施し若しくは相互に協力するものとする。

（１）地域防災計画その他各提携市・町が作成又は取得した防災に関する資料及び情報の提供

（２）各提携市・町が実施する防災訓練への協力参加

（３）情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施

（４）提携市・町の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催

（５）災害時医療体制その他広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究

（６）その他この協定の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互応援）

第３条　提携市・町において災害が発生し、災害を受けた市・町（以下「被災市・町」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、提携市・町が加入する「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部震害に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱」に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携市・町に対して応援を要請することができるものとする。

２　応援を要請された市・町（以下「応援市・町」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は次のとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋

（２）救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋

（３）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋

（４）救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

（５）児童・生徒の受入れ

（６）被災者に対する住宅の提供
（７）ボランティアのあっ旋
（８）前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援要請手続）

第５条　被災市・町が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第９条第１項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（１）被害の状況
（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
（４）前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年及び人数
（５）前条第６号に掲げる応援を要講する場合にあっては、世帯数及び人数
（６）前条第７号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人数及び業務内容
（７）応援場所及び応援場所への経路
（８）応援の期間
（９）その他必要な事項

（応援のため派遣された職員の指揮）

第６条　応援のため派遣された職員は、原則として被災市・町の市長又は町長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

（１）第４条第１号から第３号及び第５号から第７号に掲げる応援の経費については、原則として被災市・町の負担とする。
（２）第４条第４号に掲げる応援の経費については、応援市・町の負担とする。

（応援の自主出動）

第８条　災害が発生し、被災市・町との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする市・町が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

２　前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集に要する経費は、応援を行おうとする市・町の負担とする。

（連絡担当部局）

第９条　提携市・町は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２　連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（他市町村の災害に対する応援の協力）

第１０条　各提携市・町は、それぞれの友好市・町又は相互応援協定市町において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場合等、特別の事情があるときは提携市・町に対して協力を求めることができるものとする。

（その他）

第１１条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、提携市・町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書６通を作成し、各市・町の市長又は町長が署名の上、各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

室蘭市長　　青山　剛

登別市長　　小笠原　春一

伊達市長　　菊谷　秀吉

豊浦町長　　工藤　國夫

壮瞥町長　　佐藤　秀敏

洞爺湖町長　真屋　敏春

室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町
6市町防災協定実施細目

（趣　旨）

第１条　この実施細目は、室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町・６市町防災協定（以下「協定」という。）第１１条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（応援職員の公務災害等）

第２条　協定第４条第４号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市・町の負担とする。ただし、派遣場所において応急治療した場合の治療費は被災市・町の負担とする。

（損害賠償責任）

第３条　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市・町がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの、及び被災市・町への往復の途中において生じたものについては、応援市・町が賠償責任を負う。

（経費の負担方法）

第４条　協定第７条第１号の規定により、被災市・町が負担すべき経費については、応援市・町が一時繰替支弁するものとする。ただし、あっ旋した物資、資機材及び車両等の経費についてはこの限りでない。

２　応援市・町は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災市・町に請求する。

（１）物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

（２）携行又は貸与した車両、機械器具、及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く）

３　前項に定める請求は、応援市・町の市長又は町長名による請求書により、関係書類を添付して、被災市・町の市長又は町長に請求する。

４　前２項の規定により難いときは、応援市・町及び被災市・町が協議して定める。

（応援職員の身分表示等）

第５条　応援職員は、応援市・町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

２　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食糧等を携行するものとする。

（連絡担当部局）

第６条　協定第９条第１項に規定する連絡担当部局を定めたときは、当該部局名、責任者

及び補助者の職・氏名並びに電話・電信番号（勤務時間外の場合も含む）を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
(2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
(3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
(4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
(5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
(6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第３条　応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第４条　道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第５条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第６条　応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 第１要請　被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
(2) 第２要請　被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
(3) 第３要請　被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第７条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

(1) 被害の種類及び状況
(2) 第２条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 第２条第３号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
(4) 第２条第４号に掲げる職員の職種別人員
(5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間
(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2　応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3　前２項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第１要請及び第２要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第８条　応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2　応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3　前２項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第９条　知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2　自主応援については、第７条第１項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。
ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条　この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条　この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
　北海道知事
北海道市長会
　北海道市長会長
北海道町村会
　北海道町村会長

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（以下「協定」という。）第１１条第１項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条に規定する連絡担当部局は、別表第１のとおりとする。

（応援の要請の方法）

第３条　協定第７条第１項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

（応援の要請等の連絡系統）

第４条　協定第７条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第２のとおりとする。

（経費負担の内容等）

第５条　協定第８条第１項に規定する応援を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 応援職員の派遣　応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額

(2) 備蓄物資　当該物資の時価評価額及び輸送費

(3) 調達物資　当該物資の購入費及び輸送費

(4) 車両、船艇、機械器具等借上料　燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供　借上料

(6) 協定第２条第６号に規定する事項　その実施に要した額

２　協定第８条第２項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

３　応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

４　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあっては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあっては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

５　前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（その他）

第６条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この実施細目は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された実施細目は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
　北海道知事
北海道市長会
　北海道市長会長
北海道町村会
　北海道町村会長

北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とした災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第３条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第４条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

２　地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

３　地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

⑵　当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

⑶　応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

４　総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

⑵　地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

⑶　北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

⑷　応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第５条　この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　陸上応援消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

⑵　航空応援回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第６条　市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第７条　応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

⑴　陸上応援要請

ア　第１要請　当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ　第２要請　当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ　第３要請　当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

⑵　航空応援要請　航空隊の応援を必要とする応援要請

２　陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

３　前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第７条の２　地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

２　前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（応援隊の派遣）

第８条　前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

２　応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第９条　応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第10条　陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

⑴　応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

⑵　車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

⑶　車両及び機械器具の修理費

⑷　消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

２　航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

３　応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請

求するものとする。

（損害賠償）

第11条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

⑴　土地、建物、工作物等に対する損害賠償

⑵　一般人の死傷に伴う損害賠償

2　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協議）

第12条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）

第13条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附　則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

平成3年2月13日

札幌市長	板垣武四	函館市長	木戸浦隆一
小樽市長	新谷昌明	旭川市長	板東徹
室蘭市長	岩田弘志	釧路市長	鰐淵俊之
帯広市長	高橋幹夫	夕張市長	中田鉄治
苫小牧市長	鳥越忠行	美唄市長	滝正
芦別市長	東田耕一	江別市長	岡英雄
赤平市長	親松貞義	三笠市長	能登和夫
根室市長	大矢快治	千歳市長	梅沢健三
歌志内市長	堀内日出男	登別市長	上野晃
恵庭市長	浜垣実		

伊達市長	阿部政康
広島町長	久保武
森町長	湊美喜夫
八雲町長	牧野貞一
長万部町長	西田君雄
上砂川町長	三上賢一
増毛町長	本間泰次
留辺蘂町長	坂本悟朗
白老町長	見野全
石狩北部地区消防事務組合管理者	配野定平
渡島西部広域消防事務組合管理者	斉藤正男
南渡島消防事務組合管理者	海老澤順三
渡島東部消防事務組合管理者	飯田満
檜山広域消防組合管理者	木村義信
羊蹄ろく消防組合管理者	宮下雄一郎
岩内寿都地方消防組合管理者	岩城成治
北後志消防組有管理者	阿部省吾
滝川地区広域消防事務組合管理者	吉岡清栄
岩見沢地区消防事務組合管理者	能勢邦之
深川地区消防組合管理者	藤田守也
砂川地区広域消防組合管理者	中川徳男
南空知消防組合管理者	佐藤逾
上川北部消防事務組合管理者	桜庭康喜
士別地方消防事務組合	樫木実
上川南部消防事務組合管理者	酒勾佑一
大雪消防組合管理者	水上博
上川中部消防組合管理者	大方春一
富良野地区消防組合管理者	滝口国一郎
北留萌消防組合管理者	押之見松彦
留萌消防組合管理者	五十嵐悦郎
稚内地区消防事務組合管理者	浜森辰雄
利尻礼文消防事務組合管理者	保野力雄
南宗谷消防組合管理者	三浦進
網走地区消防組合管理者	安達哲郎
北見地区消防組合管理者	久島正
紋別地区消防組合管理者	金田武
遠軽地区広域組合管理者	小林義幸
美幌・津別消防事務組合管理者	大上重文
斜里地区消防組合管理者	午来昌
西胆振消防組合管理者	岡村正吉
胆振東部消防組合管理者	谷内信雄
日高東部消防組合管理者	谷川弘一郎
日高中部消防組合管理者	種村種光
日高西部消防組合管理者	浦田豊
西十勝消防組合管理者	矢地広三

北十勝消防事務組合管理者	金子尚一
東十勝消防事務組合管理者	林　照男
池北三町行政事務管理者	富田秋雄
南十勝消防事務組合管理者	泉　耕治
釧路北部消防事務組合管理者	横山徳往
釧路東部消防事務組合管理者	澤田昭夫
釧路西部消防組合管理者	千葉　清
根室北部消防事務組合管理者	進藤松吉

附　則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成6年7月25日

別表

（平成21年4月1日現在）

地　域	構成市町等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、桧山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

北海道広域消防相互応援協定覚書

（趣旨）

第１条　この覚書は、北海道広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（代表消防機関の選定）

第２条　協定第4条に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、別表１に定める消防本部とする。

（応援隊等の登録）

第３条　協定第6条の規定により登録する応援隊及び資機材は、別表２に掲げるとおりとする。

（応援要請及び解除の方法）

第４条　協定第7条及び第7条の2に規定する応援の要請は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うとともに、後日、広域応援要請書（様式１）を送付するものとする。

⑴　災害の種別、発生場所及び災害の状況
⑵　応援隊の種別及び隊数並びに資機材
⑶　応援隊の集結場所
⑷　航空隊の着陸可能な場所及び給油体制
⑸　航空隊の誘導方法
⑹　災害現場付近の気象状況

２　前項の応援要請を解除する場合は、電話、ファクシミリ等により行うとともに、後日、広域応援要請解除通知書（様式２）を送付するものとする。

（応援隊派遣の通知の方法）

第５条　応援隊を派遣する場合の通知は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うとともに、後日、広域応援派遣決定通知書（様式３）を送付するものとする。

⑴　応援隊の最高指揮者の職・氏名
⑵　応援隊の出発時刻及び到着予定時間
⑶　応援隊の派遣経路

（応援部隊の編成）

第５条の２　複数の応援隊が派遣される場合は、部隊編成を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第５条の３　応援隊（前条の規定により応援部隊を編成したときは、応援部隊。以下同じ。）の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者の指揮を受け、応援隊を指揮するものとする。

（総括代表消防機関及び北海道知事への連絡）

第６条　地域代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、総括代表消防機関に直ちにその旨を連絡するものとする。

⑴　第2要請の要請があった場合

⑵　第2要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合

⑶　協定第7条の2に規定する応援の要請を行った場合

⑷　前号の要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合

⑸　第2要請の解除通知があった場合及び第3号の要請を解除した場合

２　総括代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

⑴　前項第1号又は第3号に規定する要請の連絡及び第3要請の要請があった場合

⑵　前項第2号又は第4号に規定する派遣の通知の連絡及び第3要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合

⑶　前項第5号に規定する要請の解除の連絡及び第3要請の解除通知があった場合

３　航空応援の要請を受けた市町等は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

⑴　航空応援要請の要請を受けた場合

⑵　航空隊を派遣する場合

（応援隊到着時の報告等）

第７条　応援隊の最高指揮者は、当該応援隊が災害現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者に対し、直ちに次に掲げる事項を報告するものとする。

⑴　応援消防本部名及び最高指揮者の職・氏名

⑵　応援隊の種別及び隊数並びに資機材

２　応援隊の最高指揮者は、前項の規定による報告後、要請側の現場最高指揮者から直ちに次に掲げる事項を確認するとともに、必要な指示を受けるものとする。

⑴　災害の状況

⑵　活動方針

⑶　活動中の消防隊等の隊数及び活動概要

⑷　応援隊の活動範囲及び任務

⑸　使用無線周波数

⑹　安全管理上の注意事項

（応援隊引揚げ時の報告）

第８条　応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者から引揚げの指示があった場合は、次に掲げる事項を報告したのち引き揚げるものとする。

⑴　応援隊の活動概要

⑵　隊員の負傷の有無

⑶　車両、機械器具の損傷及び活動中の異常の有無

（応援活動の報告）

第９条　応援側の消防長は、応援隊が帰署したときは、速やかに応援活動の概要を応援活動報告書（様式４）により要請側の消防長に報告しなければならない。

（経費の請求）

第10条　応援側の長が協定第10条第3項の規定により応援に要した経費を請求するときは、応援経費請求書（様式５）により行うものとする。

（協議）

第11条　この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の消防長が協議して決定するものとする。

附　則

この覚書は、平成3年4月1日から施行する。

この覚書の成立を証するため本書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

札幌市	長	板垣武四
函館市	長	木戸浦隆一
小樽市	長	新谷昌明
旭川市	長	板東　徹
室蘭市	長	岩田弘志
釧路市	長	鰐淵俊之
帯広市	長	高橋幹夫
夕張市	長	中田鉄治
苫小牧市	長	鳥越忠行
美唄市	長	滝　正
芦別市	長	東田耕一
江別市	長	岡　英雄
赤平市	長	親松貞義
三笠市	長	能登和夫
根室市	長	大矢快治
千歳市	長	梅沢健三
歌志内市	長	堀内日出男
登別市	長	上野　晃
恵庭市	長	浜垣　実
伊達市	長	阿部政康
広島町	長	久保　武
森町	長	湊　美喜夫
八雲町	長	牧野貞一
長万部町	長	西田君雄
上砂川町	長	三上賢一
増毛町	長	本間泰次
留萌辺蘂町	長	坂本悟朗
白老町	長	見野　全

石狩北部地区消防事務組合管理者	配野　定平
渡島西部広域消防事務組合管理者	斉藤　正男
南渡島消防事務組合管理者	海老澤　順三
渡島東部消防事務組合管理者	飯田　満
檜山広域消防組合管理者	木村　義信
羊蹄ろく消防組合管理者	宮下　雄一郎
岩内寿都地方消防組合管理者	岩城　成治
北後志消防組有管理者	阿部　省吾
滝川地区広域消防事務組合管理者	吉岡　清栄
岩見沢地区消防事務組合管理者	能勢　邦之
深川地区消防組合管理者	藤田　守也
砂川地区広域消防組合管理者	中川　徳男
南空知消防組合管理者	佐藤　逾
上川北部消防事務組合管理者	桜庭　康喜
士別地方消防事務組合	樫木　実
上川南部消防事務組合管理者	酒勾　佑一
大雪消防組合管理者	水上　博
上川中部消防組合管理者	大方　春一
富良野地区消防組合管理者	滝口　国一郎
北留萌消防組合管理者	押之見　松彦
留萌消防組合管理者	五十嵐　悦郎
稚内地区消防事務組合管理者	浜森　辰雄
利尻礼文消防事務組合管理者	保野　力雄
南宗谷消防組合管理者	三浦　進
網走地区消防組合管理者	安達　哲郎
北見地区消防組合管理者	久島　正
紋別地区消防組合管理者	金田　武
遠軽地区広域組合管理者	小林　義幸
美幌・津別消防事務組合管理者	大上　重文
斜里地区消防組合管理者	午来　昌
西胆振消防組合管理者	岡村　正吉
胆振東部消防組合管理者	谷内　信雄
日高東部消防組合管理者	谷川　弘一郎
日高中部消防組合管理者	種村　種光
日高西部消防組合管理者	浦田　豊
西十勝消防組合管理者	矢地　広三
北十勝消防事務組合管理者	金子　尚一
東十勝消防事務組合管理者	林　照男
池北三町行政事務管理者	富田　秋雄
南十勝消防事務組合管理者	泉　耕治
釧路北部消防事務組合管理者	横山　徳往
釧路東部消防事務組合管理者	澤田　昭夫
釧路西部消防組合管理者	千葉　清
根室北部消防事務組合管理者	進藤　松吉

附　則（平成6年7月25日）

この覚書は、平成6年8月1日から施行する。

この覚書の成立を証するため本書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成6年7月25日

別表１（第２条関係）

地域代表消防機関及び総括代表消防機関消防本部

１　地域代表消防機関

地　域	構　成　市　町　等
道西地域	全国消防長会北海道支部道西地区協議会区長所在消防本部
道南地域	全国消防長会北海道支部道南地区協議会区長所在消防本部
道央地域	全国消防長会北海道支部道央地区協議会区長所在消防本部
道北地域	全国消防長会北海道支部道北地区協議会区長所在消防本部
道東地域	全国消防長会北海道支部道東地区協議会区長所在消防本部

２　総括代表消防機関

総括代表消防機関	全国消防長会北海道支部支部長所在消防本部

別表２（第３条関係）

（省略）

廃棄物処理に係る相互支援協定

室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町、白老町及び西いぶり広域連合（以下「協定市等」という。）は、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、協定市等の一般廃棄物処理における総合的な相互支援を図るとともに、一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の使用に関する必要事項を定め、災害時等における一般廃棄物の円滑な処理を広域的に行うことを目的とする。

（対象となる災害時等）

第２条　相互支援による処理施設の使用の対象となる災害時等は、次のとおりとする。

（１）暴風雨、洪水、地震、津波、噴火等の災害により処理施設が被災し、一般破棄物の適正な処理が困難となったとき。

（２）処理施設の事故、故障等による緊急かつやむを得ない事由により一般廃棄物の適正な処理が困難となったとき。

（３）前２号のほか、一般廃棄物の適正な処理を困難とする特別な事情があると認められたとき。

（処理施設）

第３条　協定市等における施設とは、次に掲げる施設をいう。

（１）ごみ処理施設

（２）し尿前処理施設、し尿処理施設

（３）最終処分施設

（支援要請の方法等）

第４条　災害時等において支援要請をしようとする協定市等は、次の事項を明らかにして第６条の規定により定める連絡担当部局に対して電話等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（１）処理施設の被災、事故、故障等の状況又は一般廃棄物の適正な処理が困難である特別な事情

（２）支援を必要とする一般廃棄物の種類及び量

（３）その他支援の実施を検討するために必要な事項

２　支援要請を受けた協定市等は、誠意をもって検討し、早急に回答を行うものとする。

３　支援期間及び支援実施に必要な事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

（経費の負担）

第５条　支援に必要とする経費は、原則として支援要請をした協定市等が負担するものとする。

２　前項の経費の額は、支援要請を受けた協定市等が定める一般廃棄物の処分に係る手数料相当額とすることを基本とし、支援要請を受けたことにより特に必要となった経費については、双方協議のうえ支援の都度決定するものとする。

（連絡担当部局）

第６条　協定市等は、この協定締結後速やかにこの協定の実施のための連絡担当部局を定め、他の協定市等に通知するものとし、これを変更した場合も同様とする。

（情報の交換）

第７条　この協定の円滑な運用に資するために、協定市等は一般廃棄物処理に係る相互の緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

（定めのない事項等）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市等が協議して決定するものとする。

この協定締結を証するため、本書８通を作成し、各協定市等記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２２年２月１日

室蘭市幸町１番２号
室蘭市長　新宮　正志

登別市中央町６丁目１１番地
登別市長　小笠原　春一

伊達市鹿島町２０番地１
伊達市長　菊谷　秀吉

虻田郡豊浦町字船見町１０
豊浦町長　工藤　國夫

有珠郡壮瞥町字滝之町２８７番地７
壮瞥町長　山中　漠

虻田郡洞爺湖町栄町５８番地
洞爺湖町長　長崎　良夫

白老郡白老町大町１丁目１番１号
白老町長　飴谷　長藏

室蘭市石川町２２番地２
西いぶり広域連合長　新宮　正志

有珠火山防災会議協議会規約

第1章　総則

（目的）

第１条　この協議会は、災害対策基本法（昭和36年法律第２２３号。以下「法」という。）第17条第１項の規定に基づき設置し、有珠火山噴火災害対策に関する防災計画（以下「防災計画」という。）を作成し、もって有珠火山噴火災害に適切に対処することを目的とする。

（名称）

第２条　この協議会は、有珠火山防災会議協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（協議会を設置する市町）

第３条　協議会は、次に掲げる市町（以下「設置市町」という。）で設置する。

(1) 伊達市

(2) 洞爺湖町

(3) 壮瞥町

(4) 豊浦町

（防災計画に係る地域）

第４条　協議会が作成する防災計画に係る地域は、設置市町のうち、有珠火山及びその周辺とする。

（所掌事務）

第５条　協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 防災計画を作成（修正）し、その実施を推進すること。

(2) 有珠火山噴火による災害が発生した場合において、災害応急対策及び災害復旧に関し、設置市町及び関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) その他協議会が必要と認める事項

第２章　協議会の組織

（組織）

第６条　協議会は、会長及び委員をもって組織する。

（会長）

第７条　会長は、設置市町の防災会議会長のうちから、設置市町が協議により定める者をもって充てる。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

４　会長の任期は、２年とする。ただし、再任されることができる。

（委員）

第８条　委員は、別表に掲げる者をもって充てる。ただし、協議会会長を除く。

（専門委員）

第９条　協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、会長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第３章　協議会の会議

（会議の招集）

第10条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

（会議の運営）

第11条　会長は、会議の議長となる。

2　会議は、委員（会長を含む。）の出席過半数をもって成立する。

3　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

（会長の専決処分）

第12条　会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、実施を推進すること。

(2) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(3) 緊急事態の発生により早急に決定を要する事項

2　会長は、前項の規定により専決処分したときは、速やかに各委員に報告しなければならない。

第４章　協議会の経費

（経費）

第13条　協議会の事務に要する経費は、設置市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2　各設置市町の負担金額並びに協議会の経費に係る出納事務の手続き及び方法は、別に協議し、会長が定める。

第５章　補則

（事務局）

第14条　協議会の事務は、会長の属する市町において行う。

（雑則）

第15条　この規約に定めのない事項で必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この規約は、昭和56年４月27日から施行する。

附　則

この規約は、昭和60年４月24日から施行する。

附　則

この規約は、平成18年７月28日から施行する。

別表

有珠火山防災会議協議会委員

機関名	委員	連絡担当者
後志森林管理署	署長	総務課長
札幌管区気象台	気象防災部火山防災情報調整官	技術部地震火山課火山監視・情報センター所長
室蘭地方気象台	台長	防災管理官
室蘭開発建設部	次長	防災対策官
室蘭海上保安部	部長	警備救難課長
第71戦車連隊	連隊長	第3科連絡幹部
胆振総合振興局	地域政策部長	地域政策課主幹
胆振総合振興局	産業振興部長	林務課長
胆振総合振興局	保健環境部長	保健行政室企画総務課企画調整係長
室蘭建設管理部	部長	洞爺出張所長
伊達警察署	署長	警備課長
西胆振消防組合消防本部	消防長	消防課長
伊達市	防災会議会長	総務課危機管理室長
洞爺湖町	防災会議会長	企画防災課長
壮瞥町	防災会議会長	総務課長
豊浦町	防災会議会長	総務課長

○有珠山防災協定

平成18年７月28日締結

有珠火山防災会議協議会を設置する伊達市、洞爺湖町、壮瞥町及び豊浦町（以下「設置市町」という。）は、有珠山の防災に関して次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、有珠火山防災会議協議会規約第５条の趣旨にのっとり平常時及び火山噴火災害時における防災に関して、設置市町が相互に協力、応援することにより迅速な避難と被災者の救出、救護及び被害の軽減を図り、地域住民の生活の安定と観光客の安全に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第２条　設置市町は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について相互に協力するものとする。

(1) 有珠火山防災会議協議会の活動強化

(2) 火山噴火災害危険区域予測図（ハザードマップ）の有効活用

(3) 火山噴火想定防災訓練の実施及び参加

(4) 防災関係資料及び情報の提供

(5) その他この協定の目的達成のための事業の実施及び参加

（火山噴火災害時における相互応援）

第３条　設置市町において災害が発生し、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、設置市町が加入する「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部災震時相互応援に関する協定」に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の設置市町に対して応援を要請することができるものとする。

２　応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第４条　応援の種類は次のとおりとする。

(1) 避難場所の提供又はあっ旋

(2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋

(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋

(4) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋

(5) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣

(6) 児童・生徒の受入れ

(7) 被災者に対する住宅の提供

(8) ボランティアのあっ旋

(9) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援要請手続)

第５条 被災市町が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第９条第１項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第１号及び第７号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数

(3) 前条第２号から第４号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量等

(4) 前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容

(5) 前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年及び人数

(6) 前条第８号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人数及び業務内容

(7) 応援場所及び応援場所への経路

(8) 応援の期間

(9) その他必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第６条 応援のため派遣された職員は、原則として被災市町の市町長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第７条 応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 第４条第１号から第４号及び第６号から第８号に掲げる応援の経費については、原則として被災市町の負担とする。

(2) 第４条第５号に掲げる応援の経費については、応援市町の負担とする。

(応援の自主出動)

第８条 災害が発生し、被災市町との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする市町が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

２ 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集 活動に要する経費は、応援を行おうとする市町の負担とする。

(連絡担当部局)

第９条 設置市町は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

２ 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(他の災害に対する相互応援)

第10条 設置市町は、地震等火山噴火以外の災害が発生した場合においても、この協定の精神にのっとり相互に協力、応援することができるものとする。

第11条　この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、設置市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書３通を作成し、設置市町の市町長が署名の上、各１通を保有する。

有珠山防災協定実施細目

（目的）

第１条　この実施細目は、有珠山防災協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（応援職員の公務災害等）

第２条　協定第４条第５号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。ただし、派遣場所において応急治療した場合の治療費は被災市町の負担とする。

（損害賠償責任）

第３条　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町がその賠償責任を負う。ただし、応援職員の重大な過失により生じたもの、及び被災市町への往復の途中において生じたものについては、応援市町が賠償責任を負う。

（経費の負担方法）

第４条　協定第７条第１号の規定により、被災市町が負担すべき経費については、応援市町が一時繰替支弁するものとする。ただし、あっ旋した物資、資機材及び車両等の経費についてはこの限りではない。

２　応援市町は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災市町に請求する。

(1) 物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費

(2) 携行又は貸与した車両、機械機具及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く。）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く。）

３　前項に定める請求は、応援市町の市町長名による請求書により、関係書類を添付して、被災市町の市町長に請求する。

４　前２項の規定により難いときは、応援市町及び被災市町が協議して定める。

（応援職員の身分表示等）

第５条　応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

２　応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食糧等を携行するものとする。

（連絡担当部局の報告）

第６条　協定第９条第１項に規定する連絡担当部局を定めたときは、当該部局名、責任者及び補助者の職・氏名並びに電話・電信番号（勤務時間外の場合も含む。）を、あらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。